

平成 28 年 3 月

江南市議会建設産業委員会会議録

3月9日

江 南 市 議 会 建 設 産 業 委 員 会 会 議 録

平成28年3月9日〔水曜日〕午前9時30分開議

議 題

議案第14号 江南市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

議案第29号 江南市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

議案第30号 江南市手数料条例の一部改正について

議案第34号 市道路線の認定及び廃止について

議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費のうち

通知カード・個人番号カード関連事務事業

雨水貯留施設整備事業

布袋本町通線街路改良事業

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

第3条 地方債の補正のうち

水環境整備事業（宮田導水路地区）

街路改良事業

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

議案第37号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第39号 平成28年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

第4条 地方債のうち

橋りょう長寿命化事業

街路改良事業

雨水対策施設整備事業

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

布袋駅エスカレーター整備事業

議案第42号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計予算

議案第43号 平成28年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

議案第46号 平成28年度江南市水道事業会計予算

出席委員（7名）

委員長	宮地友治君	副委員長	安部政徳君
委員	東義喜君	委員	古田みちよ君
委員	河合正猛君	委員	尾関昭君
委員	中野裕二君		

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課主幹	今枝直之君
主事	前田裕地君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

生活産業部長 武田篤司君

都市整備部長	鵜飼俊彦君
水道部長兼水道事業水道部長	鈴木慎也君
市民サービス課長	米田隆彦君
市民サービス課主幹	今枝一也君
市民サービス課副主幹	伊神紀久代君
市民サービス課副主幹	川口秀子君
市民サービス課主査	三輪由希子君
市民サービス課主査	矢橋尚子君
産業振興課長	大岩直文君
産業振興課主幹	石坂育己君
産業振興課副主幹	村瀬猛君
産業振興課副主幹	中山英樹君
産業振興課副主幹	岩田浩和君
産業振興課主査	駒田直人君
環境課長	石川晶崇君
環境課主幹	菱川秀之君
環境課副主幹	相京政樹君
広域ごみ処理施設建設対策室長	阿部一郎君
広域ごみ処理施設建設対策室主幹	平野勝庸君
まちづくり課長	吉野賢司君
まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長	
	野田憲一君
まちづくり課主幹	米田直人君
まちづくり課副主幹	川瀬正士君
まちづくり課主査	柴垣伸道君

土木課長	馬	場	智	紀	君
土木課主幹	堀	尾	道	正	君
土木課副主幹	酒	匂	智	宏	君

建築課長	沢	田	富美夫	君
建築課主幹	可	児	孝之	君
建築課主査	源	内	隆哲	君

水道部下水道課長	小	林	悟	司	君
水道部下水道課主幹	伊	藤	達	也	君
水道部下水道課副主幹	青	山		守	君
水道部下水道課副主幹	夫	馬	靖	幸	君

○委員長 では皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

委員長挨拶ということですから、まずもって。

きょうは早朝より、9時半ではありますけれども、皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。中1日お休みがありまして、皆さん方からの質問等、また答弁に対してもいろいろとまとめてみえたと思いますので、中身のある委員会を実施していきたいと思っております。また、委員の皆様にはスムーズな進行に関しましてお願い申し上げまして、委員長の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

では、当局から挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る2月25日に3月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。当初予算のところでは、私の公約につきましても多く取り入れておるところでございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 では、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第14号 江南市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを初め10議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよう、議事運営に御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

議案第14号 江南市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

○委員長　それでは、最初に議案第14号 江南市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興課長　では、議案書の148ページをお願いいたします。

議案第14号 江南市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてでございます。

はねていただきまして、149ページ、150ページには江南市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例（案）を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する者あり〕

○東委員　本会議でも議論になりましたけど、何点か具体的なところでお聞きしたいんですけど、前提には工場立地法の法律そのものが、地方自治体で準則を決めることができるよという形で、独自で江南市が今回こういう形の準則という形で条例案が出たわけでありまして。それで、その場合にパブリックコメントなんかでも具体的にわかりやすく書いてあって見ておるんですけど、基本的には今回の規制を緩和する内容の対象になるところが、いわゆる特定工場というのがあくまで対象ですよという言い方で議論があるわけでありまして。今回は2種類ですね。我々も思いがあって、何とか地域の活性化とか経済がどんどんよくなるようにやりたいなという思いがあって、いろんな今までの市内の中小業者の皆さんの活性化につながる方策を具体的にどんどん進めてほしいねというのがあるってやってきたわけでありまして、そのうちの一つの、これがそれにつながるかどうかは別として、そういう思いの一つのあらわれとして、外部からの企業誘致も図ってということと、も

う1つは市内企業の移転先としても考えていきたいという両面があるということ、そういう説明のもとでこの間議論されてきたわけでありまして。

ちなみに、今回は本当に限った内容の条例だもんですから、単に緑地の規制緩和というだけのことなんですけど、それが市内の経済の活性化にどこまで結びつくかというのがあるわけでありまして。1つは、外部から来るのはよくわからないでいかんなんですけど。例えば市内業者もここへ移転していただくために、こういう緩和をするんだという言い方でありまして、緩和か、移転していただくことができるのか、ここも対象にはしますよということになっておるわけでありまして。特定工場が対象になるということですので、現在、江南市内の企業で特定工場と言われるのは何社ぐらいあるもんなんですかね。

○産業振興課長 市内にございます特定工場としましては7カ所ございます。

○東委員 本会議でも、その7カ所があるということで、その場合、私よくわからなかったのは、特定工場、どっちかというとき重きは外から来ることを中心に考えておるんですか。その辺はどうなんですか。

○産業振興課長 今回のこの緩和策ですけど、特定工場とされる工場が限定に近いものでございまして、その基準が敷地面積9,000平方メートル以上または建築面積3,000平方メートル以上の製造業に係る工場または事業所ということになります。安良地区に新しく工場誘致ということで動いていますけれど、安良地区に関しましては、委員も御存じのように、いろいろ家があったり支障がありますので、敷地面積9,000平方メートルとか建築面積3,000平方メートル以上を誘致するのは基本的に難しいかなと思っております。ですので、今回のこれに該当しないところは緩和の対象にならないということでございます。

○東委員 よく意味がわからなかったんですけど、今の課長さんの説明と私の質問とはよく合わなかったかわからないんですけど。要は、安良地区を対象にまずエリアにしていますと。現実なかなか、そこに例えば特定工場に来てもらおうと思うと、9,000平方メートル以上ですからとか、あるいは建物だとか3,000平方メートル以上のものが対象になるわけですので、そういう企業が来てもらおうと思えば、緑地率を緩和することによってまだ来ていただ

く可能性は高いよという意味で捉えておったんですが、そういうことでよろしいんですか。

○産業振興課長 特定工場に該当すれば、当然その緑地の緩和になります。

○東委員 逆に言えば、それより以下であれば別に何も関係なんですね、今回の条例そのものは。一般的には、例えばこの対象にならない企業の場合の緑地面積というのは、基本的にどういう指導になるのでしょうか。

○産業振興課長 特定工場に該当しない規模の工場の緑地の基準につきましては、都市計画法の許可の基準といたしまして、緑地面積3,000平方メートル以上の開発行為をする際は敷地の3%以上の公園、緑地または広場を原則設けることになっておりますが、工場等につきましては、建蔽率等建築基準法の規定により建築計画上有効及び十分な空地が確保され、防災・避難活動上支障がないと認められる場合については緑地等の面積を減少、あるいは削除して差し支えないとされておりますので、個々の建築計画によって個別に判断されるということになります。

○東委員 だから、基本的には一つの目安は今の3%という数字が出てきましたけど、3,000平方メートル以上の場合には3%で対応する。江南市でも指導要綱なんかで、開発をするときに一定そういうことを見習って合わせてやっておるわけでありまして。今回わざわざ工場立地法の特定工場に限っては、あえて本来なら工場立地法では20%でもともとあったやつが、今回、江南市が準則で決めることができますよという形で5%にすることによって、それがよく結びつかないのは、あえて安良地区ということ想定すると、それがないと余り安良地区を指定する意味がないということなんではないでしょうか。

○産業振興課長 今回の緑地の緩和に関しましては、既存工場が市内に定着していただきたいというのが第1原則でございます。市内で今、既存工場が緑地面積、今のやつですと20%ですね、新たに増設したいとなるとまた緑地を設けないかん、そうすると敷地がないから市内から出ていっちゃうというおそれがありますので、市内の既存工場が増設とかしやすいようにということで考えております。

○東委員 現在の特定工場に該当するのが7カ所ありますよと。今現在、特定工場ではない広さの面積、今、9,000平方メートルが基準ですから、例え

ば5,000平方メートルの敷地を持っておる工場が拡張したいというときに、自分の近くで広げられればいいわけですけど、その場合は特に該当しませんよね、別に今回の緩和は。

○産業振興課長 増設する場合ですけど、敷地の一体化というのがありますので、そこがさっき言った9,000平方メートル以上を超えれば指定工場になりますので、そのときには緑地の緩和に該当します。別なところにつくるという話になると、別々ですので、特定工場にはならないです。

○東委員 私はたまたま例を出した。5,000平方メートルの企業が例えば1万平方メートルにしたいと、5,000平方メートルふやして。現在の隣接地にたまたま土地を確保できました。あと5,000平方メートル分。そのときに、本来の法律でいくと、その段階では5,000平方メートルから1万平方メートルになって1万という形になる。ふえるのは5,000平方メートルですよ。そういう場合に、これは法律とは別として、安良地区じゃないところで例えばつくるわけですからね。現在の7カ所はこの中には含まれていませんから、このエリアの中には。その会社が5,000平方メートルふやしたいというときには、先ほどの課長さんがおっしゃったような現在の都市計画法上の基準、3,000平方メートル以上のところは3%だという話がありましたけど、それが対応されるということによろしいんですか。

○産業振興課長 そこが広がって、先ほど言いました9,000平方メートル以上になれば特定工場の指定になります。そうすると、この緑地緩和に該当すると。広げて5%あればいいよということになります。

○東委員 本来、安良地区でつくるということとは関係なしに、今後、市内どこでつくりたいと、わざわざ安良地区をたまたま想定して、今回こういうことができたという話になったわけでありまして、この条例というのは、市内で、またこことは違う例でいくと、そこが1万平方メートルになったとすると、その段階で特定工場に変わるので、5,000平方メートルについては規制緩和の対象になるという判断なんですか。

○産業振興課長 全体で見て緑地をつくってくださいという話になります。

○東委員 そうすると、強いて言えば、今後広げていく、大きくする会社があればね。なるほどね。そうすると、単にここへ入ってくるだけではないに、

市内で大きくしたい、広げたい、そういうときに9,000平方メートルのラインを超えたところではこの対象にしますよ。逆にならなかった場合、例えば8,000平方メートルで終わるよと、3,000平方メートル。そうすると3%ということでもいいんですか。

○産業振興課長　そちらのほうは、先ほど申しましたように、後段ですね、建蔽率等の規定によりまして減少・削除してもいいということになりますので、3%を必ずしなさいということではないです。

○東委員　それはいろいろ条件があるけど、目安は、出発点は、基本的には3%で出発するというのでいいわけだね、前提。当然それよりも下がっていくこともあり得るよという話ですよ。いろんな条件によって認めてきたという例があるわけですからね。

それで具体的に、そうすると江南市内には、たまたま現在、特定工場というのは7カ所しかないわけだけど、それ以外たくさん企業があるということですよね。実際のところ、それ以外の小さい面積を持ったところが。今、市としては、今回この法律によって、どれぐらいの会社が適用できるような思いがあるかどうかというのは大体予測してみえるんですか。

○産業振興課長　予測まではちょっと難しいですが、今の既存工場が、さっき言った7カ所が広げるという話になれば該当するかと思います。新たに来るとするのは、安良地区に関しましては9,000平方メートル以上の指定工場が来れば該当しますけれど。

○東委員　でもむしろ、その7カ所が広げるというよりも、もう少し小さいけど、もうちょっと大きくしていきたい、そういうところが本来想定がありますよということでしたけど、それがそれに近づくようなところ、例えば5,000平方メートルぐらいの面積を持った会社はどれぐらいあってとか、あるいは近いところでいうと7,000平方メートルぐらいのところはどれだけあってとか、そういう量は把握してみえるんですか。

○産業振興課長　そこまでは把握しておりません。

○東委員　統計数字を見ておって、江南市の統計というのがあるじゃないですか。これは限定されておるんですけどね。統計資料を見ると、事業所敷地面積及び建築面積というのが統計資料として出されていて、これはあく

までも従業員30人以上の場合の統計資料、事業所です。従業員30人以上で敷地面積が、一番直近で平成25年で、面積が出ておって27事業所があつて、これによると、30人以上ですよ。それ以外にもっとたくさんあるわけでありませうけど。これを見ると、単純にこれを割ると1万7,000平方メートルぐらいになるんですね、1事業所当たり。平均しますと。これはとっくに超えておるんですよ、この基準を。これを見るとね。平均ですよ。あくまで平均ですから。

それ以外のたくさんの企業があつて、本来、地域の活性化を図っていこうということで事業を広げていただきたいというときに、極力規制緩和をして、もし大きくなった場合、9,000平方メートルを超えるような場合には何とか。この法律がないと、例えば法律がないと、もし1万平方メートルになったとき、先ほどの例で5,000平方メートルから5,000平方メートル、そのときは20%が働くんですよ、現在の法律でいくと。大きくなるわけだから。中には企業によっては、9,000平方メートルを超えずに済めばいいというところもあるかわからんし、事業の規模によって広げていきたいというところがあるわけですけど。

一番気になったのは、じゃあどれぐらいのことをまず見込んでおるかということは一つつかんでみえるかと思ったんですけどね。せつかくこの規制緩和によって、市内のどれぐらいの規模の事業所がこれを活用して拡張できるよと。そうすると、この緩和策があるから拡張していきたいという思いが広がっていきたいわけでありませうけど。一体どれぐらいの規模の事業所があつて、どの程度か把握をしてみえて、どれぐらいを見込んでおるかということまではまだ見てないということですか。

○産業振興課長 現在のところは数までは見込んでおりませうけれど、今後、企業にこういう優遇策ができましたというPRに参りますので、その節には拡大したいという意向の業者を把握したいと思つております。

○東委員 これからね。わかりました。

だから、これからのことでもありますので。ただ、一番気になったのは、もともとは、これは本会議でも出ましたですね、江南市は、工場立地法の関係も含めてそうでありませうけど、環境基本計画というのがつくられておりま

して、これは環境課のほうでは環境基本計画があります。都市整備部のほうでは緑の基本計画というのがつくられています。両面で我々の生活環境を豊かにしていこうということで、そういう緑化の道を広げていきたいと思います、公園を広げていったり緑化を地域に広げていきたいという思いがあって、片やまちづくり課では緑の基本計画をつくって進めておる。そのデータに基づいて江南市は環境基本計画もつくられて。

例えばこれを見ておったんでありますけど、幾つかの柱があって、環境基本計画に。内容はお持ちのとおりです。この冊子です。平成33年を目指してやってきました。ここに水と緑の整備というのがある、これが当然幾つかの環境基本計画の中に取り込まれておる将来の江南市のまちづくりに含めた目標設定をしています。例えば都市計画区域面積に対する緑地の割合というのがありまして、これはつまり江南市全域の話であります。約3,000ヘクタールのところを対象にして、このもとは緑の基本計画なんですね。御承知のとおりです。緑の基本計画で現状把握というのがありまして、現状把握で、現在江南市は緑地面積というのは680ヘクタールあって、これは平成22年当時のデータです。全体の3,000ヘクタールのうちの22.5%が緑地面積だといってやってきた。平成28年度に対しては27%にしていきたい。残念ながら、平成33年度はそのまま同じ数値だといっておる。このもとの22%の680ヘクタールというのは、緑の基本計画で示されています。これに基づいてつくられています。

私がいろいろ思いがあったのは、せつかく江南市は、地球温暖化も含めて、それは世界の流れでありますから、そういうことを想定して緑の基本計画もつくり、片や都市整備部でも公園をふやしたり我々の周りに緑地をふやしましょうとやってきた。環境基本計画でも地球温暖化のことも含めて緑化をふやしていきたいと思いますとやってきて、わざわざ目標まで設定しておるわけですね。680ヘクタールから815ヘクタールにふやしていきたいと。現状どこまでいっておるかだけを把握だとか、そういうことをした上で、今回、工場立地法などの関係を緩和していくということにどのような検討をされて、今回の基準の緩和をしてきたというのが確認したかったんですけど。

○産業振興課長 もともとこの計画に対しましては工場系は入っておりませ

なので。

- 東委員　もともとの平成22年度につくられたやつは、全部含めて入っています。もとは、基準はですよ。民有地も入っておるんですよ。民有地の中の部分、だから事業所に対しても責任を負ってくださいと書いてあるんですよ、もともとは。もともと緑化の方針というのは。もともと民有地も含めてですよ、この面積は。民有地も含めて出したデータです、この基本計画の基準になっておるのは。それに基づいてつくられておるんですよ。

例えば事業者の取り組みというのがあって、開発事業などの際には緑化を推進しますとわざわざうたっているじゃないですか。何で工場は入っていませんと言い切れるんですか。わざわざ書いてあるよ、ここに。事業者の取り組みの中に書いてあるんだよ、そういうことがちゃんと。まあいいですわ、わかった。よくわかりました。そういうことだということなんだ。

だから、私は何も市内の企業の方たちが活性化できる方向を考えていただくことはいいと思っておるし、必要だと思っておるんです。ただ、今、話を聞いておると、じゃあ実際に事業所はどのぐらいの数があるかってとか、どこのところにどういう意欲があるかってとか、これはこれからですよという話でありました。ただし、もう1つ残念なことは、もともと9,000平方メートルというような大きな敷地面積を持っておる企業、工場というのは物すごく影響があると思うんですよ、住民にとってみても。小さい会社が、少々緑地がなくてもそう関係ないんですよ。言い方は悪いけどね。でも、大きい会社だからこそ、緑地面積を確保する公園を持ったりすることによって地域の環境に大きな影響を与える、だからこそわざわざ私はあると思うんです、こういう緑地の規制がね。大きな工場。だから、それをわざわざ規制緩和をして、わからんでもないですよ、何とか市内企業がもっと活性化していただければいいなという思いはあるんですけど、ただそれだけに限っていいかどうかというのはあったんです。

私は、これまでも市内の中小業者の皆さんの活性化につながる方法、何とかいろんな形で模索できないとっていろいろ議論をしてきたわけですよ、行政側とも。何とかやりたいんでということで。市内のお金の循環だとか、そういう経済の活性化に結びつくものが本当はないのかという思いがあった

わけでありますけど。片や、わざわざせつかくこうやって市民の生活全体を考えた基本計画がつくられたり緑の基本計画がつくられておるにもかかわらず、そういうことは余り検討されないままに、そういう形でわざわざ工場立地法の部分だけを、ましてや大規模事業所なんですよ、9,000平方メートルなんていうと。そこが緑地を減らせます、いいよなんていう方向はもう少し検討してもよかったんでないかという思いがあるんです。緑の基本計画とか江南市の環境基本計画と照らし合わせながらね。本来、目標設定をしておるわけですよ、緑化を進めましょうと行って、わざわざ江南市は。特に公園が少ないこともあるもんですから。特に市街化地域に緑地をふやしたいという思いがあるもんだから。そういうこととちょっと、矛盾するという言い方はしませんけど、そういうことも検討してやってほしかったんです、本当はね。それが不十分ではないかという思いがあるんです。

○産業振興課長 東委員が言われるように、環境とかそういう対策もあります。周辺地域の環境への影響も配慮するため、今回の条例の制定にあわせましてガイドラインというのを策定し、企業に対して緑化の理解、協力を求めてまいる予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○東委員 わかりました。

○河合委員 とにかくスタートせなしようがない。

○東委員 やってみなわからんけど。もう1つだけつけ加えておくと、市の取り組みの中に、例の和田工業地域に関してもわざわざ書いてある。これについては、敷地面積に対する緑地面積の20%以上という形のいわゆる緑化協定を結んでおって、それを継続していきますとまでが書いてある、基本計画にはね。そうやってわざわざそういう方針まで決めてあるんですよ。これは和田工業地域の場合に限ってですけどね。そういう形で緑化協定を結びましょうと行って、20%をやりましょうと行ってわざわざ結んでおるんだから。もちろんいいよ、企業に対して配慮をお願いしますということは前提でありますけど、全体の計画とか、そういうこととの整合性とか、そういうものをどう見てきたかということも含めて、私はまだまだ不十分でなかったのかという思いがありましたので、残念だけどこれはちょっと、このままでは少し時期尚早じゃないかという気がしてしようがなかったんです。ただ、企業が

活性化していただける方向は何とか模索したいという思いは強いんですけどね。ただ、今の環境基本計画だとか市の緑の基本計画と照らし合わせてみた場合に、どの程度の議論があったかという、非常に不十分ではなかったかという思いがありますので、意見ですけど。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第14号を挙手により採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号 江南市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第29号 江南市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興課長 では、議案書の268ページをお願いいたします。

議案第29号 江南市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、269ページには江南市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）を、さらにはねていただきまして270ページには参考といたしまして江南市土地改良事業の経費の賦課徴

収に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○東委員　　270ページの参考資料のほうですね、新旧対照表でお聞きしたいんですけど。たまたま私、本会議でこの行政不服審査法のことでも議論した覚えがあるものですかからちょっとお聞きしたかったんですけど。例えば旧の場合、異議申し立てが、今回、新で審査請求に変わるわけでありまして。それで旧のほうで見ておいて、例えば最初に異議申し立てがあるときは15日以内に市長に対して異議申し立てができるというのがあって、第3条のほうは、この場合には不服があるときには市長に対して審査請求することができるというのは、これは確認ですけど、この行政不服審査法はもともと90日までいいよとなっていたということが別のところで議論したんですけどね。今回は、たまたま旧にあるような15日以内というやつは、要は90日以内でいいということではないでしょうか。

○産業振興課長　　そのとおりでございます。

○東委員　　もう1点、2番目のほうですけど、逆に今度は旧のほうでは、異議申し立てがあったときは同項に規定する期間満了後15日以内にこれを決定しなければならないと書いてあるんですけど、ここの期間満了後15日以内、ある意味では期限があるというふうに読み取れるんですよ。返事をするのにね。申し立てに対して、決定しなければならない。今回は、審査請求はできるということで、60日以内でできますよとなるんですけど、旧にあるような返事をするほうですね、返事と言っていいかわからないですよ、これはどうなるのでしょうか。

○産業振興課長　　期間はございません。

○東委員　　審査請求したけど、それに対して返事は相当先でもいいということか。せっかくわざわざ前は15日以内に返事しなさいよとやってくれておるのに、これでは後退じゃないかと思うけど。そんなことはないの。

○委員長　　暫時休憩します。

午前10時05分　　休　　憩

午前10時08分　　開　　議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

東委員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

○産業振興課長 もう少し調べてから返事するようにいたします。しばらくお待ちください。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

午前10時32分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど質疑を終結いたしましたけれども、質疑を再開いたしまして、当局から再度答弁をお願いいたします。

○産業振興課長 先ほどの質疑についてお答えさせていただきますが、当該請求に対する採決するまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるということが条文にうたっておりますので、具体的に期間は設けてございません。

○東委員 本文が、そういう標準的な返答をする期間を設けるように、標準的な期間を設けるように努めなさいよとはなっておるけど、あえて江南市の場合は、義務規定ではなさそうでありますので、今回ないわけでありますけど。ただ、もともと旧はそういう形で明確に規定をされておるものですからね。

努めなさいという言い方ですから、本来江南市として、例えば第3条第2項として、同じように今回は審査請求に対しての返答するための期間を設定することは可能なんでしょうか。

○産業振興課長 努力義務ですので、可能だと思われれます。

○東委員 やらうと思えばできるという、条文を設けることはできるということですね。わかりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

午前10時34分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号 江南市手数料条例の一部改正について

○委員長 では、続いて議案第30号 江南市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 平成28年議案第30号について御説明申し上げますので、議案書の271ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部改正についてでございます。

1枚めくっていただきまして、272ページをごらんください。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

別表5、土木関係の表長期優良住宅建築等計画認定の項及び長期優良住宅建築等計画変更の項を次のように改めるものでございまして、272ページから290ページにかけて掲げております。

また、参考資料、新旧対照表につきましては291ページから312ページに掲げておりますので、よろしくお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 では、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

- 東委員　提案理由の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、平成27年、最近の法律ですけど、もともとの性能の向上に関する法律という法律の趣旨は一体何かを、そもそも論で申しわけないんですけど、お聞きしたいんですけど。
- 建築課長　我が国のエネルギー需要は、特に東日本大震災以降、一層切迫しておりまして、国民生活や経済活動への支障が懸念されておりまして、エネルギー消費量については産業や運輸といった他部門で減少する中、建築物部門で著しく増加しておりまして、建築物の省エネ対策を届け出制度から基準適合義務化へと抜本的に評価するために、従来のエネルギーの使用の合理化等に関する法律から建築部門を独立される形で制定されているということでございます。ちょっと難しいですけども。
- 東委員　もうちょっと平たくお聞きしたいんですけど、例えば東日本大震災以来、エネルギーの省力化といいたいまいしょうか、今の課長さんの話は、そういう前提があつて、ただし建築物関係は、それとは逆行して著しくふえておると。そういう状況があるので、建築物に関しては、それをふやさない方向の省力化に向けた法律が必要だというような意味合いにとれたんですけど。具体的に建築物でエネルギー消費量が著しくふえておるといふのは、どんな状況をいうんですか。
- 建築課長　ふえているということではなくて、今現在ある建物の寿命を延ばす、エネルギーを少なくできるような形でこれからは建築していただいて、それとともに寿命を延ばすという、要するに廃材とか処分等も縮減しましてというような形で、長期とか、そういうエネルギーの発生を抑える方向でいくという話でございます。
- 東委員　先ほど前段で著しくふえておるといふ言い方があったわけですけど、現状はそうではなくて、そうじゃない方向に導かなきゃならないという言い方ですけど、現実には著しくふえたという言い方がありましたけど、そんなふえておるわけではないんですか。
- 建築課長　それは国の見解で、著しく増加しているというものの、そういう建築がふえている、古いものを残したまま新しいものがふえてくるという形の中で増加しているということだと思ふんですけども。

- 東委員　　今回、余り考えずに、省力化じゃなくどんどん新しくつくってふえてきて、新しいものについてはそれなりきの対策はとられておるよということになるわけですけど。提案説明のときにも、新築でなくて改修の場合にも対象がふえますよというような大きなざくっとした提案説明でしたよね。そういう趣旨があるよということだったけど。具体的に、新旧対照表でもどこでもいいんですけど、新旧対照表のこの条文によって、具体的にエネルギーの消費量を減らす方向につながるようになるんですというようなふうにあられてくるんですか、この条文の中で。
- 建築課長　　この表の中では、エネルギーの消費がどれだけ下がるとかというものではなくて、エネルギーの消費に対しまして、どういうふうな設計をされてという手数料の根拠……。
- 東委員　　もちろん手数料。
- 建築課長　　ですので、ここの手数料条例の中にはどれだけ下がるかというのはないんですけども、審査の中ではそういう審査をします。
- 東委員　　ここは、条例は手数料の改正案なんですけど、私が聞いたかったのは、今回の手数料の変化の提案ですけど、具体的に建築物のエネルギーの消費量を極力減らす方向に導きましょうというのがもともと法律の趣旨ですよ。その場合に、今回のような例えば手数料条例の中でそういうもので、ここの部分が、前段で新築だけじゃなくて改修も対象にふやしましょうという言い方が今回の変化ですよということであったわけですけど、そういうことがエネルギーの消費の省力化にどのように結びつくかというのが私よくわからなかったんですよ。今回の条例改正が。せっかく条例改正をして、もともと法律の趣旨が建築物におけるエネルギーの消費量を極力減らしていく方向に導きましょうということであれば、法律をわざわざ変えることの意味がないわねという気がしたんです。それがどのように今回の条例改正の中にあられてきておるのかなという気がしたんですけど、その辺がもしわかればお聞きしたい。
- 建築課長　　増築・改築の際に補強とか省エネの関係のところとかやったことに対しての認定になりますので、要するに長期にもてば、そういう面では消費エネルギーが少なくなるというような話になると思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休 憩

午前10時44分 開 議

○委員長 議案第30号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 市道路線の認定及び廃止について

○委員長 続いて、議案第34号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長 議案第34号について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の322ページをお願いいたします。

平成28年議案第34号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。

はねていただきまして、323ページに認定路線調書を、324ページから327ページに認定路線図を、328ページに廃止路線調書を、329ページから333ページに廃止路線図を掲げております。

なお、別冊議案参考資料の最終ページ、8ページに参考資料を掲げております。以上でございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○東委員 先に認定のほうだけ、簡単なほうですけど。例の326ページの本会議で出ましたけど、跨線橋が認定ですけど、具体的にこの跨線橋というの

は高さはどのくらいあるんですか。高さはわかりますか。

○土木課長　　済みません、今、具体的な高さ、数値的なものを、資料を持ち得ておりません。申しわけございません。おっしゃられるとおりの跨線橋、すぐ名古屋側の跨線橋と同じぐらいの高さはあるということになります。基本的に名鉄のほうから離隔の寸法は定められておりますので。

○東委員　　326ページの図面があって、どうもこの図面の一番右端というのか真ん中の、326ページの線路がずっと、この図面の一番右側ね、ここに昔、多分あったんですよね、小さい踏切があって渡っておったんですけど。これは名鉄のやることですので。名鉄のやることと言っては失礼か、県と一緒に。青木川の拡幅で、あわせて線路もやったわけだけど。現実には、皆さんにとってみれば直接には携わってないわけですけど、方法としては、あえて地元からは従来の踏切が欲しかったわけで要望があったから、それに対応する、この跨線橋スタイルなんだけど。実際にはこういう跨線橋スタイルという形でしか、こういうことは難しいんですかね。

○土木課長　　過去の議事録的なものを読ませていただきましたところ、アンダーですね、下をくぐるような計画もあったようには聞いております。ただ、最終的には上を渡る横断歩道橋という形でお地元との協議もまとまったということでございます。

○東委員　　本来、市道として使っていただくとなった場合に、こんな形よりももう少し、本来なら踏切を行き来するための目的だもんね、もともと。欲しいということだったんですよ、地元の方はね。結果的にはそういうことがまとまったということですので、これ以上言うことはありませんけど。

あともう1点です。廃止のほうですけど、先ほど課長さんのほうで資料の話があって、参考資料の8ページに廃止路線のいろいろ理由が記載していただいております。1つは、廃止路線の2番、3番、それから4番もですかね、図面でいくと330ページが2番、それから3番がその次、4番があるわけだけど、道路不存在のためというのは、もともと道路があったけど今はないという意味なのか、最初からなかったのかとかいうこともあるわけですけど、どういう事情で、まずその3点についてお聞きしたいんですけど。

○土木課長　　2番、3番、図面で申します330ページ、331ページの2番、3

番につきましては、基本、これは個人名義の土地でございました。そこを、ちょっと経緯は済みません、はっきりした経緯はわかりませんが、恐らく現況が舗装されて道路形態をなしておったということの中で、誤って認定をしてしまったということかと思われまます。それが今回、おかしいということが判明いたしましたもので、廃止の手続をとらせていただくものでございます。

4番につきましては、図面の332ページでございます。4番につきましては、もともとは飛高市営住宅がありましたところでございます。現在は公園になっております。その当時、市営住宅があった時点には真ん中を通路として道路が走っておりました。そこを認定しておったものでございまして、実際、市営住宅を壊しまして、そこを公園化しております。その公園化した際に手続を怠っておったというようなものでございます。廃止の手続をしなかったという。

○東委員　　まず2番、3番ですけど、個人名義が確認できたということなんですけどね。一般的に道路認定というのは、起点・終点という形で設定しますよね。計画後も、なくなって、例えば道路がなくなつて、よくある話ですよ。どこだかを起点にして、どこを終点にしてという形でやるわけでありまますけど。今のように、もともとあえて市道、例えば2番だったら東部第63号線、あるいは3番だったら南部第366号線ということで、起点・終点を確定してあるわけですよ、ちゃんと明確に。まず、起点・終点を確認するときというのは、実際にはどういう状況でやるものなんでしょうか。個人名義だったという話だけど、実際の認定したときに起点・終点に当たる部分について普通はどういう確認をするんですか。将来、ここは道路にするつもりだったから、個人名義だったけど起点・終点にしたんだとか、そんなことなのか、よくわからないんですけど、その辺。どういう時点で本来、道路の起点・終点というのは確認するものなんでしょうか。

○土木課長　　認定という行為は、実際そこが公共の用に供しており、道路として管理していくことが必要であり、道路法の適用を受け、道路として市が管理することを明確にするためのものでございます。現実、現況がそのような状況に、今回の場合におきますとそのような状況、市が管理すべき道路であると見受けられたことにより、その部分を起点・終点の位置づけをして認

定してしまったというようなことかと思われます。

○東委員 道路の体をなしておると、例えば。本来、起点になるところ、終点になるところの権利者というのは確認するんですか。

○土木課長 基本的に、先ほどちょっと個人名義ということを行いましたけれども、例えばそこが個人名義の土地であっても、市が管理するということであるならば、認定行為は可能かと思えます。ただ、今回の場合は、逆に認定をしてしまっておると、どうしても結果論になってしまいます。認定したということになってしまいますと、その沿線の土地の方に不都合が生じるということが、いろいろ精査していた段階に。

○東委員 不都合が生じる。

○土木課長 道路として位置づけてしまうと、沿線の方の建築行為に不利益が生じるような、例えばこの330ページの2番のところで申しますと、ここは今2メートルの現実土地でございまして、そこを認定してしまっておるんですけれども、建築はその2メートルの道路らしきところに隣接する形でいっばいまでおうちが建っております。これがもし道路という位置づけになってしまいますと、その後建てかえをした場合に、通常で言われるセットバックという行為が生じます。いわゆる道路のセンターから2メートルは建物が建てられない、今までの建築とは全く違った建物に、土地の自由がきかないような形になってしまいます。なおかつ、ここの建築行為自体は、沿線の建築経緯は、この認定しまっておる土地を道路として建築行為がなされておらず、共有名義の土地として、この東側にある南北の道路に節道要件を満たすような形で建築行為がなされておったということまでわかったものですから、これはいかんと、ここは道路として位置づけてはおかしいところであるということがはっきりしたものですから、このたび是正をさせていただくことになりました。

○東委員 2番はね。

○土木課長 はい。3番についても、ほぼ同じでございまして。3番は沿線の土地が何筆かあるんですけど、そここの3番の土地というのは同一所有者でありまして、たまたまその奥の土地への出入り通路として舗装がなされておったような経緯がございまして。実際、ここの方も今回建築行為がござい

まして、その確認申請の中では、その土地も自分の土地として取り込んだ形での確認申請がなされて出てきておったものですから、これは明らかに道路としての位置づけが間違っておるということの中で是正をしたものでございます。

○東委員　　いろんなさまざまな事情がある結果ということなんですけど。ちょっと気になるのは、道路認定をする段階で、その段階で公道扱いになると、固定資産税なんかは分筆してその部分は免除するとか、そういうふうになっておる。

○土木課長　　認定すれば免除になります。先ほどちょっと申しませんでしたけど、この3番ですと、この土地につきましては、その所有者の方に課税がされておりますので。

○東委員　　されておるの。

○土木課長　　されておるもんですから、これはとにかく道路ではないということがはっきりしましたものですから。

○東委員　　道路認定をしておいて、さらにかつ課税もしておったと。

○土木課長　　これも課税されておりました。そこまで調べたら課税されておりましたので。

○東委員　　よく本人は何も言わなんだな。

○土木課長　　御本人は、恐らくですけれども、認識はないかと思えます。そういう道路として位置づけされておったという認識はないかと思えます。

○東委員　　大体事情は。先ほど飛高市営住宅は例の公園になったときにちょっと怠ったと、道路解除をね。本来なら道路でなくなったから、ここで変えないかんわけだけどね、新しい認定。今回初めて道路を認定したように、本来は変えないかん部分がちょっと忘れておったということなんですけど。そういう場合の作業というのは具体的に、よくあることですね。市営住宅はこの間あちこちが取り壊されて公園になったりしておるわけですけど、たまたま飛高市営住宅の例が出てきましたけど、たまたま飛高市営住宅だけが残っておったということ。

○土木課長　　そのとおりでございます。飛高市営住宅の今の現在、公園がございましてけれども、真ん中に、未供用ではございますが、認定路線が一部残

っておったことが判明しましたんで、これを是正させていただくものでございます。

- 古田委員 326ページですけど、維持管理は江南市に来るということで、費用はどのくらいですか。
- 土木課長 当面は、この立体横断施設、横断歩道橋に照明がついておりますので、その照明の電気料がかかってくるということで、来年度予算には計上させていただいております、一応約6万円計上させていただいております。
- 古田委員 そのほかには、この跨線橋に関する何年に1回とか、定期点検なんかは。
- 土木課長 今、道路法の改正に伴いまして、これも橋梁扱いになりますけれども、橋梁は5年に1回の定期点検ということが義務づけられておりますので、この立体横断施設につきましても5年に1回の定期点検というのが今後は必要になってくるということでございます。
- 古田委員 金額は、ほぼどのくらいかかるかわからない。
- 土木課長 申しわけございません、金額につきましてもまだわかりません。
- 古田委員 最初に地元からの要望があったと言われたんですけど、どこどここの区から要望があったんですか、地元の。
- 都市整備部長 工事にかかる前に江森区と前野区で、江森会館の会場で説明会をさせていただいております。その中で、あそこを何人通っておるかというようなことの調査とか、そういったものをやらせていただいて、その中で通ってみえるということがはっきりしたもんですから、説明会の中で出たと思うんですけども、あそこにはそういった通路をつくっていただかないといかんよというようなことでの、そういった要望をいただいて、今回この施工になっておるものです。
- 古田委員 そのときの調査で何人ぐらい通ってみえたんですか。
- 都市整備部長 記録がもしあればですけども、記憶がそこまではないです。申しわけありません。
- 古田委員 じゃあ、地元の江森区と前野区が要望したということですか。
- 都市整備部長 そのような記憶をしております。

- 古田委員　何か要望書は出ていますか。もしあったら後から見せてください。言葉だけなのか、要望書が。
- 都市整備部長　基本的には、今回の説明会も市役所のほうも出ておっておりますけれども、県のほうも出てきてやっておりますので、要望書のほうが県のほうにもし出ているようであれば、そちらのほうを一度確認させていただきます。
- 尾関（昭）委員　330ページのさっきの廃止の②の話ですけど、これって結局、南側の人か建てかえるときに弊害があるから廃止するというのと、あともともと民地だから廃止すると両方あると思うんですけど、例えばこの②と書いてある数字のすぐ左側の建物というのは無接道になると思うんですけど、その辺はこの方には了解は得られているんでしょうか。
- 土木課長　この土地がその沿線の、今、委員がおっしゃられました北側の土地2筆と南側の土地3筆の5名の方の共有名義の土地でございますので、北側の土地の特に奥の方につきましては、今回認定してしまっておった土地が共有名義の自分の土地ということで、東側の南北の道路に接道要件がとれるような形で、いわゆる延長敷地の形になりますので、逆に道路じゃないほうが、自分のところの土地というふうにとられたほうがよろしいということです。
- 尾関（昭）委員　そのほうが都合がよかった。
- 土木課長　そういうことでございます。
- 尾関（昭）委員　わかりました。
- 東委員　最後の5番目、廃止のほうね。5番目の廃止路線の理由の古知野地区公図訂正に伴い廃止という理由になるんですけど、これは具体的にどうということなんでしょうね。
- 土木課長　まず公図上、図面の333ページで示してありますような、今、破線で示してあるL形のところが公図に確かに土地が残っておりました。認定がされておりました。ただ、ここの両サイド、縦の南北の両サイドに、西側に13番の筆と東側に14番の筆という2筆がございまして、この13番、14番ともに同一所有者でございます。西側の13番の土地というのは、土地改良によりまして遠くの場所から飛び換地でここへ移ってきておる土地でございます。

した。そこから判断すると、恐らく一体利用というような形で持ってこられたのではないか、これは憶測でございます。実際この土地につきまして境界確定の申請がございまして、その作業に入ったとき、実際現地はもう一体利用されておりました道路の形跡は一切ございませんでした。現地にあるくいを調べましたところ、道路が存在するようなくいもございませんでした。あるくいで測量をかけたところ、その2筆、13番の土地、14番の土地ともに測量結果と登記簿の面積はほぼ一緒でございました。ということは、ここにもし道路が存在するということになると、13番の土地が約55平方メートルぐらい登記簿よりも減ってしまうというような結果が測量結果で出てまいりました。現地の測量結果で撮影しました図面と現在の公図を重ね合わせますと、完全に西側の13番の土地に道路が食い込んでしまっておるような状況も、道路が存在しておらんということをお知らせするような形の結果が出てまいりました。

このような状況を実際に法務局のほうに相談をかけました。こういう測量結果と、土地改良のときの条件をいろいろ御相談をかけたときに、これは明らかに、これはちょっとこういう言葉を使わざるを得んのですけれども、土地改良時代の誤謬があったと。公図を本来消さないかんかったやつを消し忘れてそのまま残してしまったことによって、認定がなされてしまったものであるという法務局のほうの判断もございまして、これは公図を消すべきだと。公図を消すことによって基本的に道路も廃止するという今回手続に至ったというものでございます。

○東委員 一般的に、これが判明するまでは、例えば法務局にある公図、あるいは税務課が持つような公図、持っておるわけですけど、それにはこの中部第290号線という道路がもともとあるというような図面になっておるということですか、具体的に。

○土木課長 公図上は残っておりました。

○東委員 その場合は、課税上は道路部分だから非課税の部分と対応してきたということになるんですかね。13番に対して。

○土木課長 13番の土地につきましては、いずれにしても課税は登記簿上の面積での課税になっておりますので、現地に即した形の課税であったこ

とは言えるかと思えます。そこに道路がもし存在するということになると、その部分を取り込んでしまった形の課税になっておるといような形になるかと思えます。

○東委員　　いろいろなことが起こった、判明してきますけど、基本的に現実に即していくということなんでしょうかね、内容的な話を聞いておると。ただ、いろいろなことが。逆に言えば、古知野地区の土地改良だから相当古い時期ですね。もしそれが、原因がその時点までさかのぼることになると。

○中野委員　　331ページの3番が先ほど課税されていたとおっしゃっていましたが、その他のあとの4点も課税はされていたんですか。

○土木課長　　図面の330ページ、この2番の土地につきましては非課税でございました。これは現況が一応、ここにつきましては現況が舗装され、道路形態をなしておるといことの中で、非課税ということになっておったかと思われま。

4番は、実際今、公園になっておりますので、課税的なことはございません。

5番につきましては、これは特にそこに存在しない筆というふうに判断しておりますので、当面、両サイドの土地のほうには影響がないような形ではございます。

○中野委員　　今後、2番は課税されていく形になるんですかね。土木課というのと、ちょっと違うのかもしれないんですけど。

○土木課長　　これは税務課のほうに確認をいたしました。今回、認定を廃止いたしましても課税はされないということでございます。共有地の行きどまり道路については非課税という取り扱いをしておるといことも、回答をいただいております。

○中野委員　　あと、5件廃止されるということで、今後は、5件以外はほぼないという感じですか。

○土木課長　　道路管理者といたしましてはないものと思っておりますが、実際認定路線といたしまして約2,800の認定路線がございます。正直、一つ一つが認定経緯までを把握できているような実情ではないことは事実でございます。今回、このような形で誤りがあったということも事実でございますの

で、特にこういう行きどまり道路というのはちょっと危ういところがあるのかなという気がいたしますので、今後、時間を見つけさせていただいて、特に行きどまり道路につきましての認定経緯につきましては、一度確認をきちんとしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時11分　休　憩

午前11時11分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号　平成27年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

第2条　繰越明許費のうち

通知カード・個人番号カード関連事務事業

雨水貯留施設整備事業

布袋本町通線街路改良事業

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

第3条　地方債の補正のうち

水環境整備事業（宮田導水路地区）

街路改良事業
道路改良事業
鉄道高架化整備事業

○委員長 続いて、議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第5号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、生活産業部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、第2条 繰越明許費のうち、通知カード・個人番号カード関連事務事業、雨水貯留施設整備事業、布袋本町通線街路改良事業、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、第3条 地方債の補正のうち、水環境整備事業（宮田導水路地区）、街路改良事業、道路改良事業、鉄道高架化整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、生活産業部市民サービス課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長 それでは、市民サービス課の補正予算について説明をさせていただきます。

議案書の337ページ上段でございます。

第2表の繰越明許費といたしまして、通知カード・個人番号カード関連事務事業を掲げております。

続きまして、歳入でございます。

議案書の341ページ、342ページをお願いいたします。

最下段、13款2項1目総務費国庫補助金のうち、2節戸籍住民基本台帳費補助金、右側説明欄の個人番号カード交付事業費補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

議案書の345ページ、346ページをお願いいたします。

2款1項6目市民生活費、バス関連事業の江南市生活交通バス路線維持費補助金であります。内容につきましては、右側備考欄を御参照いただきますようお願いいたします。

はねていただきまして、347ページ、348ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳事業の社会保障・税番号制度関連事務交付金であります。内容につきましては、右側備考欄を御参照いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。質疑はありますか。
- 東委員　　まず、先に346ページの市民生活費のバス関連事業、本会議で幾つか出されたんですけど、ここに具体的に、今回、補助金が必要だということで、江南・病院線で697万4,000円、江南団地線で2,241万2,000円という形になるんですけど、もともと補助路線だもんですから、本来ならどのような費用がかかって、一定の収益があるから不足分を補助するという形になるんで、その差し引きが出てくるわけですけど、その場合の例えば経費。収益というのは基本的には運賃ですよね。運賃収入ということでいいですね。
- 市民サービス課長　　経常収益につきましては、運送収入と、それから運送雑入、それから預金利息等の営業外収益を合算したものが経常収益ということでございます。
- 東委員　　その場合、名鉄自身は自分で運営をしておるわけですし、江南市内でも別に補助路線以外が走っておるわけですけどね。そこのもともとやっている事業、補助路線以外の事業、そこにかかる費用、あるいは収入というのがあるんだと思うんですけどね。そういうのと、江南市が独自で補助路線として申請して補助をしておる路線が今回ここにあるわけでありまして、考え方としては、それぞれの費用の見方というのは同じということなんでしょうか。
- 市民サービス課長　　路線を運行いたします経常費用につきましては、名鉄バス株式会社の全路線の経常費用から1キロメートル当たりを算出して、5%の名鉄の利益を上乗せして定めていくということになっております。
- 東委員　　だから、費用のほうは全路線に対しての、つまり名鉄の受け持っておる愛知県内で走らせておる一律同じもので換算されますよという形ですね。収益は、先ほどおっしゃっていただいたように、運賃収入もあれば雑入もあればという形で、それも基本的に共通。
- 市民サービス課長　　今の運送雑入と営業外収益というものは、全体の路線

を合算して出ささせていただいておるといふこととさせていただきます。今の運送収入につきましては、各路線の乗降客調査などのものをベースに運送収入については定められると。

○東委員　入ももちろん基本的に全路線を対象にして考えるということでありまして、乗車率が反映されるという話でありましたけど、あえて聞きたかったのは、例えば江南市内でも、江南駅から上奈良を經由して一宮駅というやつは別に補助路線でも何でもありませんよね。江南市内を走っておる路線ごとに、例えば今回は江南団地線で幾らの赤字が出ましたよと出るわけじゃないですか。そうでない補助路線以外の路線についてはどうですかというのもデータとして示されるんですか。

○市民サービス課長　補助路線についての今の収益、それから経常費用、収益、それから補助金というものは示されますけれども、それ以外の補助路線の対象外については特にお示しはしていただいております。

○東委員　なぜあえてお聞きしたかというのと、考え方として全路線を対象にして考えるんですよと、基本的に。経費のなんかの場合、見ますよということですから。本来なら今出しましたような例、上奈良経由で一宮駅へ行く路線があるわけですけど、それに対してどれだけ経費がかかっておって、実際の利用がどれだけあってとか、名鉄自身は本来ならトータルで出せばいいわけですよ、収益というのは。つまり全路線、愛知県で運営をしておるバスだけ、わからんですよ、バス事業だけを見て出すかわからないけど、ただバス事業だけと見た場合に、愛知県中を運営をしておるわけですから、その全ラインでこれだけ収入があつて、これだけ経費があるから、一定利益もあるよということなんですけど。その場合に、江南市内でもそういう路線はあるわけですよ。全く補助路線とは違う路線が。そこの収入はどういうふうに関し実際に現状は運営されておるかというのと比較をしないと、本来、江南市が赤字部分を受け持ちますと言われても、現実に、利益分5%上乗せで見ますよと言われてたつて、でもほかはどういうふうな計算をしておるかということが一定比較を出してもらわないと、現状どのぐらい収入があつて、経営上ですよ、どれだけ経費があるんだという。この路線だったらこういう見方をするとあるとか、我々の補助路線はこういう見方で出てくるよとなると、何か差が

出たら私はおかしいなという気もしたりするんですけど、本来そういうきちっとした分析も行うべきじゃないかという気がするんですけど、その辺はどうなんですかね。

○市民サービス課長　　今の名鉄バス全体の運送事業の原価というものは報告でいただいております。

○東委員　　原価はね。

○市民サービス課長　　これは、名鉄バス全体の例えば運送収入が幾らであったとか、人件費が幾らかかっているとか、そういったことは一覧表としていただいております。ただ、今おっしゃったように補助対象路線以外の各路線の明細についてはいただいております。

○東委員　　まず、原価は共通と。補助路線であろうと、そうでない路線もということですよ、考え方としては。それで全部経費は見ますよと。原価はやるよと。

気になるのは、江南市が赤字補填をするわけでありまして、名鉄の運営自体全体に対して赤字補填という部分がどれだけ役割を果たしているかということがあるわけですよ、ある意味では。ほかの路線が一体どうなのと。ほかの路線の収支はどうなっておって、ほかの部分の穴埋めに使われたら困るわけですよ、例えば。悪い言い方をすればですよ。例えばですよ。本来なら、そうでありませんよということがもともと前提にあるわけだからいいんですけど、その場合にも我々が見る以上は、名鉄が実際に運営している収入がどれぐらいあって経費がこれだけあるものだから、上奈良経由の路線の例を出したけど、あそこで実際にどれだけの収益が上がっておってとかということもある程度示していただけると、それがあつたからどうこうという関係はなしに、一定の我々は、江南市は正当な補助を出しましょうということの判断をしていくために、そういうデータも見ておく必要が私はあるんじゃないかという気がしてしょうがなかったんですけど、その辺はなかなか要求しても出てこんもんですかね。

○市民サービス課長　　特に今の補助対象路線以外のものについては、余り聞いたこともございませんし、それから事業者が独自に運行していることとでございますので、当然、赤字なんかが出れば、縮小されたりするという

ことはあるかとは考えております。

○東委員　今、いみじくもおっしゃっていただいたんですけど、江南市内を走っておるバス路線はどんどん縮小されていったんですよね、結果的には。もっとたくさん走っておったんですけど、赤字だということで。そういう流れの中で一時期、循環バスを市内に走らせましょうかというのは、もっと以前に、どの議員の方からも出たという経緯があったんですね、いろいろ検討してきて。その途中で、いこまいCARというふうなものができ上がってきたわけでありまして、公共交通を担う別の方法としてですね。今は逆に名鉄に対して補助までして走らせてもらおうとなっておるんですけど。その場合に、補助金を出すとなる以上、私が思ったのは、別の路線、じゃあほかの路線が、これは名鉄独自の経営だもんですから、そこになかなか口出しをするのは難しいかなという気はするんですけどね。でも、我々が補助金を払ってでも赤字路線を走らせてもらおうということになれば、妥当な補助かどうかというのを見る場合に、他の部分を走らせておるバスが一体どうなっておるのというのを聞くことも、本当に我々が出しておる赤字の補填分がほかへ回ってはいかんわけですよ、ある意味では。本来ならこちらが要請した必要な路線を走らせるために、運行してもらうために必要な路線だから補助を出すわけだもんですから。それがほかの路線の、悪く考えればですよ、ちょっと不足分も含めて補っておったりしてもらったらいかんわけだもんですから、その辺のところはちょっと気になるもんですからね。そういうことも見ておく必要があるんじゃないかと、この補助路線を運営して一定補助金を出していこうとなれば。

補助金の考え方というのは、その事業だけをもちろんやるという形で補助金を出すんですけど、でも性格から見て、今回はバス事業全体を運営してもらっておる会社に対する補助だもんだから、ほかの路線が一体どうなっておるのという、せめて江南市内の路線がどうなのというのも、私どもが資料として参考でもしわかるもんであれば、本当にそういうのも出していただけるとね。本当にこの補助金が妥当な金額かどうかということも含めて、判断の一つの目安になるんじゃないかという気がするんですけどね。ちょっと意見ですけどね。要望がかなえられるものであれば、そういうものも出していた

だけるとありがたいなど。

○尾関（昭）委員 2つあります。

今のバスの件ですけど、江南団地線というのは、1日に1本か2本、宮田を經由して川島まで行く便があるんですけど、これも江南団地線という扱いになっているのでしょうか。

○市民サービス課長 江南駅から江南団地、宮田を經由して川島へ行く便と川島から来る便も、朝、川島から出て、夕方に江南から川島へ向かうという便が1往復ございます。

○尾関（昭）委員 江南から川島は多分22時40分発ですね、たしか。

○市民サービス課長 ですから、その1往復ですね。

○尾関（昭）委員 結局、他市町を起点にしておっても、補助金の対象便になっているということですか。

○市民サービス課長 それにつきましては、江南市を走る距離で案分させていただいておるといってございませう。

○尾関（昭）委員 あと、東委員がお話しされていた補助金の話ですけど、例えばですけれども、1,000万円補助金を入れるから残りは自助努力だよとか、特に江南団地線のことを言っているんですけどね。江南・病院線は、僕の感覚的には違うんですけど、江南団地線に関しては赤字を全て補填しますよじゃなくて、これだけ補助するから残りは名鉄の自助努力はできんのかみたいな、他市町はありますよね、実際、これだけやるんで、あとは頑張りなさいよみたいなことの補助金の出し方をされているんで、そうしないと歳入歳出というか補正を毎回組んで、今回、乗らんかったから多目に払わないか何とかそういう話になるんで、そういう呼びかけというか応答は、名鉄は応じてくれないのでしょうか。

○市民サービス課長 この路線につきましては、もともと団地の方々からの要望等があつて江南団地から厚生病院まで延長した経緯がございませう。その際に、その当時、分割・延長したのはこの路線だけじゃなくて、平成25年4月から江南団地線についてはヴィアモール前経由もしたりもさせていただいております。名鉄バスさんのほうは、江南駅から厚生病院までについてはやる予定はあると。ところが、それ以外のところで、今のヴィアモール前経

由についても同じでございましたけれども、それ以外の部分については、分割・延伸することによって赤字になるということが見込まれるため余り乗り気ではなかったところで、市のほうからお願いをして、補助金というような形で不足分を補うということで分割・延伸がされたという経緯がございます。

- 尾関（昭）委員　　こっちからお願いしたときの条件がそうだったから、今さら一定額ということができなということですか。
- 市民サービス課長　　要綱にもそのようにうたわれておりますので、今の赤字部分については市が補助する、負担するということの要綱の取り決めをさせております。
- 生活産業部長　　ちょっと補足させていただきますと、この前の講演会へ行ったときにも名大の先生がおっしゃってみえましたが、結局、規制緩和かなんかがあって、過去は要するに事業者をある程度特定して、その地域を担っていただくというような考え方があったもんですから、先ほど東委員がおっしゃられたように、こちらの赤字はこちらの黒字で補填するとか、そういうような考え方で余りたくさん事業認可をしてこなかったということがあったみたいなんですけど、そういう形であってもなかなか経営が成り立たんという話も出てきて、いろいろ参入しやすくした経緯があるんですね。地域公共交通会議とかそういうのをつくって地域の公共交通というのをいろいろと検討していくんですけど、ですので今回のケースについても、ほかっておけば事業者はすぐ撤退します。路線ごとに今見えていますので。ですので、さっきおっしゃられたように、こちらの黒字をこっちへ補填するという考え方が今なくなっている部分があって、先ほどのお話でも、原価としては当然見えていますので、全体で、キロ単価だとかそういうのはそこで計算して、実際に走っている距離で路線ごとに経常収入、それから経費を見て、赤字になった場合は補填するというのは個々の路線ごとに契約を交わしているような形になっていますので。ですので、その部分を一定の金額で、あとは名鉄がという話は、なかなか今は難しい状況にあるというのが現実です。
- 東委員　　これも例のマイナンバーのことで、本会議で出ましたけど、大体の概略は出ましたですけどね。348ページのほうですけど。今回、また新たに国からの財源が来まして、個人番号カードの発行に関連するということで、

年度末に来たわけだで、繰り越しで引き続きいくということですけど。再確認のようなことが、まず数字的には確認しておきたいんですけど、国全体として、基本的には通知カードの発送が終わって、江南市だけでわかるんならわかるでいいんですけど、ただ通知カードが現在未届けになっておるのがまだ全体に対してどれだけ残っておるのかというのがまず1つがあるわけなんですけど。その後、じゃあ受け取った人が、例の個人番号カードの申請がされておるわけでありまして、国の規模に対して江南市の規模がどの程度まで来て、現在はどこまで把握をされておるかというところが、数字の確認だけまずしておきたいんですけど。

- 市民サービス課長　　まず、通知カードでございますけれども、これにつきましては2月末現在、3,205通が市のほうに返ってきておる状況でございます。これにつきましては、新たに国外から転入されたり生まれたりされれば、その時点で個人番号が付番されますので、一度配ったからといって終わるものではございません。

　　続きまして、戻りました通知カードが何人の方に渡ったかということでございますけれども、これも2月末現在で2,185通お渡しがされております。最終的に今、2月末現在で1,020通が市に保管されておるという状況でございます。

　　個人番号カードの申し込み件数でございますけれども、2月末現在で6,126件の申し込みがJ-LISのほうにされております。これも2月末現在でございますけれども、市のほうで個人番号カードが発行された件数でございますけれども、426件ということで約500件ということでございます。

- 東委員　　通知カードは、今のところは1,020通がまだ手元に江南市としては残されておるわけでありまして、最終的にはそれへの対処というのはまず1つどうなるのかということがあるわけでありまして、その対処が一方では並行してあるわけでありまして、もう一方で、個人番号カードのこれから申請がどんどん出てくれば、既にJ-LISのほうに申し込みがあるということでありまして、現状は約500通弱が江南市としては交付されておるといふことなんですけど。

　　前段の部分はまた後で答弁してもらえばいいんですけど、後段の個人番号

カードを、当初政府としては、大体発行の見込みとしてはどれぐらい見込んでおったのかというのはどうだったのかという、そのあと2点ですね。1点目と2点目でまず。

○市民サービス課長　まず、1点目の通知カードの残りでございますけれども、実は最初に返送されたときに、各個人の方に、市のほうに保管されておるものですから取りに来てくださいよという通知を、これを今回は、通知カードは転送不要でございましたけれども、転送していただけて少しでも取りに来ていただければということで、特に転送不要で通知をお出ししたわけではございません。少なくとも個人の方に、例えば転送がかかっておる方であれば、その転送先のほうに取りに来てくださいよということで、市役所のほうから再度通知をさせていただいております。

もう1点、国が当初というお話でしたけれども、国のほうは当初、日本全国で1,000万枚の発行を予定しておりました。これは人口割でございますので、江南市に換算させていただきますとおおむね8,000枚ほどという、人口割で計算させていただきますと、そういう結果になります。

○東委員　もともと当初は8,000枚ぐらいを予想して予算を組まれておったということですよ。今回補正が組まれることによって、基本的にはこの補正の分が全くの追加分、個人カードの追加分、純粹にということいいんでしたか。

○市民サービス課長　これにつきましては、国のほうはマイナンバー制度を円滑に導入する上で発行申請に遅滞なく万全に対応するために、マイナンバーカードを追加発行するための製造等ということで、1,500万枚を製造しておくということで補正がなされておるということでございます。

○東委員　1,500万枚。

○市民サービス課長　1,500万枚。

○東委員　全体でね。

○市民サービス課長　全国でですね。

○東委員　それに見合うのが今回補正で来ておるということで、そうすると、その1,500万枚に、先ほど1,000万枚で8,000枚ということですから、1,500万枚ということは倍近いということですよ。だから、追加分としては4,000

枚ぐらいふえるということか。

○市民サービス課長 当初は1,000万枚で江南市は8,000枚でございましたので、今度は1,500万枚でございますので、江南市で人口で比例しますと1万2,000枚と。

○東委員 追加。

○市民サービス課長 はい。

○東委員 だから、合計2万枚ですよ。

だから、数字的には本当に推進したいという意欲で莫大な数を見込むわけでありまして、現実に先ほどのJ-LISへの申し込みから見て、現在が2月末で500枚弱が発行済みですから、2,000枚を想定して見込んだということになるわけですが。実際には、仕事としては一定の期限があるんですか。

○市民サービス課長 特に期限はございません。例えば来年であっても、再来年であっても、個人番号カードを御希望されれば申し込むことは可能でございます。

○東委員 ただ、財源が国からおりるお金だもんですから、よく一般的に年単位で予算が組まれるもんですから、例えば今回は2,000枚を見込んで、つまり平成28年度の見込みとして2,000枚分の予算が来たわけですよ。お金が、ある意味では。そういうことでいいんですか。

○市民サービス課長 失礼しました。江南市全体で2万枚。ただ、今の補正予算の内容なんですけれども、これは今のマイナンバーカードの発行処理もございまして、それから例えばマイナンバーカードに対する問い合わせなんかのコールセンターの費用でございますね、そういった費用も含まれておるところでございます。

○東委員 そうすると、純粹に2万枚にしましょうというような考え方ですけど、発行を、それを想定した補正というわけではない。

○市民サービス課長 特に江南市として2万枚発行されるという想定ではないかと思っております。というのは、先ほどもちょっと御説明させていただきましたが、円滑に推進するために、カードの製造を1,500万枚やるという補正の内容でございますので。だから、申し込んでいただいて、そのたびに製造するよりも、先につくっておいて申し込みがあったものから順次各自治

体のほうに速やかに渡せるようにするために、1,500万枚を製造するという意味だというふうに捉えておりますけれども。

○東委員　　ちょっとよくわからなかったのは、国が1,500万枚を想定して今回補正を組みましたよと。それに符合して、例えば個人番号カードでいくと、最終的には江南市は2万枚発行できるという想定がありますよと。2万枚分ね。もともと8,000枚だったのが1万2,000ふえて2万枚にしたわけですけど。今回の補正で予定は、繰り越しは2,800万円ですけど、実際に補正は1,686万6,000円組まれておるわけですけど、この1,686万6,000円というのは、実際の個人番号カードの発行に対しては何枚分に想定するんですか。

○市民サービス課長　　県を通じて国のほうからいただいておりますと、全体の補助金が213億5,000万円、その中で通知カード等の作成・発送事業で16億5,000万円、マイナンバーカードの製造事業で62億2,000万円、それからマイナンバーカードの申し込み処理・発行事業ということで134億円、それからマイナンバーカード機能の一時停止等のためのコールセンターの事業として9,000万円という内訳でございます。

ですから、今、当然2,500万枚カードがつくられるということになるものですから、それをあくまでも人口割で案分して江南市のほうに補正で予算がついたということでございます。

○東委員　　そうすると、最終確認ですけど、今回、1,686万6,000円補正がこちらへ来ましたよね。それは、先ほど4種類ぐらいあったわけですよ、通知カードから、個人番号カードの作成から、コールセンターの費用だとか。そういうふうな振り分けになるということになるわけだね、逆に言えばこの1,686万6,000円そのもの。だから、逆に言えば、個人番号カードをどのぐらいまで見込むというところまではなかなか出てこないんだ、この数字からいうと。トータルとしてこれだけの割り振りが来たよというだけのことであって。ただ、全体の到達目標は2万枚というのが前提にあるわけですけど、それはいつまでとかいうこともないし、ただ今回の補正でも幾つかの事業を見込んだものが振り分けられたということなので、なかなかよく目に見えないところがいっぱいあるんですね、この補正予算の中身というのは。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、暫時休憩いたします。

午前11時47分 休 憩

午後1時05分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、環境課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長 それでは、環境課所管の補正予算について御説明させていただきます。

議案書の355ページ、356ページの上段をお願いいたします。

歳出といたしまして、4款2項1目清掃費、愛北広域事務組合関係事業から下段のごみ処理施設広域化事業まででございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて産業振興課について審査します。

では、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興課長 それでは、産業振興課が所管する補正予算を説明させていただきます。

歳入につきましては、343ページ、344ページをお願いいたします。

下段の20款1項3目農林水産業債、1節農業債の水環境整備事業債（宮田導水路地区）でございます。

歳出につきましては、357ページ、358ページをお願いいたします。

最上段の6款1項1目農業費で、宮田導路上部整備事業において減額補正をお願いするものでございます。3月補正予算説明資料の10ページに施工箇所的位置図を掲げてございますので、御参照賜りたいと存じます。

また、第3条の地方債の補正につきましては、337ページの第3表 地方債補正に掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。質疑はありますか。
- 東委員　　説明資料の10ページに絵があって、見ておってよく意味がわからなかったのは、補正減が今回、遊歩道整備工として575万円減になるよという補正になるんですけど、この絵を見ておって、当初予定区間というのが矢印で書いてあって2カ所あるんですね、当初予定区間が。この図面で左のほうの蘇南公園の最後のほうの部分のところの区間と、それから破線の部分、途中で河沼橋が書いてあるわけでありまして、そういう絵があって、見方なんですけど、実施区間という書き方があるじゃないですかね。実施区間というのは、残りじゃなくて間も含めて最後の一番下流にわたる部分も含めてという矢印だよ。区間としては、その区間。この場合、実施区間という関係と、下のほうに当初予定区間というのが520メートルと書いてあって、遊歩道の場合ね、遊歩道は93メートルやりましたよと。せせらぎ水路は、520メートルで線が引っ張ってあるということは、これはやらなかったという意味合いでいいんですかね。ただし、ポンプ設備、植栽等一式はやりましたよというふうですよ。それで区間で、実質の区間で、当初予定の破線の部分、基本的には破線の部分は一切やっていませんよということ。実施区間というのは当初予定区間とは別の部分もありますよね、絵で見ると。当初区間は本来両サイドになっておったんだけど、実施区間は当初予定してない部分、補正でやっておるのかな、ひょっとして。その辺で実施区間の記載の仕方がちょっとよくわからなかったんで、まず図面で、どういうふうに見ればいいのかというのが。
- 産業振興課長　　当初予定区間をまず説明させていただきますと、蘇南公園の下流側というか左側のところと……。
- 東委員　　メートルがわかれば、参考に言ってもらいとありがたい。メートル分だけわかれば。
- 産業振興課長　　そこが93メートルです。残りのところ、破線の部分、427メートルですね、破線部分が。残りの。破線部分のところも、当初は見直し前、今回、上部計画の見直し前の予算でしたので、せせらぎ水路と遊歩道をつくる予定でしたが、見直しでせせらぎ水路をやめた影響と、国の補助がつかなかったということで、1期期間、見直し前のところで影響がないところ、

ですので実施区間が見直し前も影響はありませんでしたので、そちらのほうを施工していただくように県にお願いして、この形になったと。実施区間につきましては、最初、当初区間でやらなかったところが、まだ全部できていませんでしたので、その部分に関しましては、あずまや、ポンプ設備、植栽をやっていただいたということです。

- 東委員　　そうしますと、358ページに補正前と補正後が出てくるわけでありまして、補正前が6,500万円、負担金ですので、江南市は25%分負担をするということなんですけど、6,500万円が全体の工事費としては4,200万円になったよということ、そのうちの4分の1が江南市負担だから、その4分の1分が575万円減りますよということなんですけど。もともと6,500万円の工事の関係と、結果的には4,200万円になったという工事の、実際に図面上ではどういうふうに記せばいいのかというのがあるんですけど。

今、課長さんのほうで最後のほうに、やってなかったどうのこうのと入っていたんですけど、当初の予定区間は93メートル部分、いわゆる下流の部分、それから破線の部分、だから427メートルですよ。そうすると、93メートルと427メートル部分の遊歩道整備、両方ともね、それからせせらぎ水路整備も当初は予定をしておいた。ただし、ポンプ設備は予定はしていなかった、もともとね。まずそういうことでいいですか。

だから、遊歩道の全体で520メートル、それを含めて全体で当初6,500万円を見ましたと。ところが、いざ補正後は、そうすると93メートル部分はやりました。ただし、427メートル部分はやっていませんですね。そういうことですね。

実施区間という形で、先ほどポンプ設備など一式が入るよということで、だから増減があるという感じなんです、プラス・マイナスというか。もともと当初見込んでおいたものとは違うものが入ってきておるわけでしょう。じゃないの。

- 産業振興課長　　そのとおりでございます。

- 東委員　　そうすると、内訳的にもうちちょっと正確に反映していただくとありがたいんですけど、当初の520メートルは6,500万円はまずいいね。じゃあ、新たに発生したポンプ設備場一式、これがまず幾らだったということになっ

て、これが幾らふえて、結果的に427メートルはやりませんでしたよと、せせらぎ水路はね。それだけ減りましたよと、そういう差し引きになるわけでしょう、数字的には。その内訳があらわれてこないもんだから、この図面との関係でよくわからなかったんですけど、その辺の数字的に符合させていただけるとありがたいんですけど。

○産業振興課長 県の事業でございますので、まだうちのほうに内容までは来ておりません。

○東委員 来ておりませんという意味がよくわかりませんが。負担金だけが減りましたよというだけの話であって、我々に見えるのは、わざわざ図面にはこう書いてあるわね、しかし。当初との関係で、当初もともと見てなかった部分を幾ら見込んだよというのが実際にはあらわれておるわけですから、その内訳は全くないということなんですか。

○産業振興課長 金額の内訳までは県からの表示はされてないです。うちのほうから県にお願いしまして、見直しで影響ないところをまずやってくださいというお願いをしまして、プラス国からの内示も予算額から減っておりますので、その予算内でやらせていただくという返事で、あずまやとかポンプをやっていただいたと。予算内でやっていただいたと。

○東委員 総額はね。今の言い方だと、総額がもう組んであったから、その範囲でやらないところと新たにふやすところが出ましたよというようなニュアンスですよ。そういう場合に、負担金だけ持ってくればいいわと、江南市は4分の1と決まっておるでというふうで。実際には負担金を支出するわけですけど、その場合に実際の工事内容で幾らかかったとか、そういう積算のないままに、こちらはただ負担金を出していくことになるんですか。

○産業振興課長 県からは内訳までは表示がされない状況でございます。総額で請求が来るとい形になりますので。うちのほうも、一番最初の計画の実施設計の段階には、市のほうも参加して、こういうふうにしてほしいという要望はしておりますので。

○東委員 それは打ち合わせもあるでしょうけど、よくわからないけどね、仕事のやり方として。直接的には市は4分の1負担というのが大前提にあるわけでありますので、でもせめて、こうやって図面も表示されてくるわけで

すから、先ほどのような質問で、当初どこでもともと幾ら見込んであったというようにところだとか、ふえた分が幾らということは、それは最低把握をして負担金これだけ補正しますということは、我々はそういうことを最低していただくべきだと思うけどな。

○生活産業部長　今お話がありましたけれども、県のほうから最終的に国の事業費の関係で1期・2期について幾らつくかということで総額は示されません。それに応じて、個々の金額の中身はちょっとあれですけど、事業内容の協議については当然市のほうとやりますので、今回、もともと6,500万円ということで、それぞれ1期・2期の今回の事業費が示されていましたが、最終的には4,200万円になったということで、その1期・2期の分もありますけれども、その事業費をもってどの箇所を施工していくかという協議はさせていただくんですね。ただその際に、これは幾らこれは幾らというところまでの提示がないということで進めておりますので、よろしく願いいたします。全く知らんというわけではないです。

○東委員　本来なら一定のそのところの中で把握しておるものだという気がしたんですけど、そういうことの議論がないままに進められるというのが、そういう実態がよくわかりました。

○委員長　ほかに質疑はありませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑もないようでありますので、続いて都市整備部土木課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長　土木課所管につきまして御説明いたしますので、恐れ入りますが議案書の337ページをお願いいたします。

議案書337ページ、第2表　繰越明許費の8款3項河川費の雨水貯留施設整備事業でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書では、歳出といたしまして、357ページ、358ページをお願いいたします。

357ページ、358ページの8款3項1目河川費の雨水貯留施設整備事業において、4,698万7,000円を繰り越しするものでございます。以上でございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○河合委員 1点だけ。いつごろ完成予定ですかね。

○土木課長 今のところ5月下旬までには必ず完成する予定であります。

○河合委員 わかりました。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてまちづくり課について審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○まちづくり課長 まちづくり課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の337ページをお願いいたします。

第2表でございます。繰越明許費には、8款4項都市計画費の布袋本町通線街路改良事業及び布袋駅付近鉄道高架化整備事業を掲げております。

その下でございます。第3表 地方債の補正につきましては、街路改良事業、道路改良事業及び鉄道高架化整備事業でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

343ページ、344ページ上段の13款4項4目3節都市計画費交付金は、160万円を減額補正するものでございます。

その下、最下段の20款1項4目1節都市計画債は、930万円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

ページをはねていただきまして、359ページ、360ページをお願いいたします。

8款4項1目市街地整備費は、1,024万7,000円を減額補正するものでございます。

なお、平成27年度3月補正予算説明資料の11ページ、12ページに、繰越明許箇所図及び位置図を掲げてございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。質疑はありますか。
- 東委員　　最初に布袋本町通線、図面が11ページに、説明資料ですかね、説明図面が11ページにあって、今回、繰越明許ということで、物件補償と用地取得で24.01平方メートルということなんですけど、実際にはこの場合の、もともと繰り越しだったということは事情があるわけなんですけど、その辺のところの経緯と、今回の物件補償に当たる部分は一体どういう内容のものになるのかということを確認したいんですけど。
- まちづくり課長　　まず、物件補償の内容ですけれども、軽量鉄骨3階建ての専用住宅が物件、主なものになります。
- それと、あともう1点は。
- 東委員　　もともと今回、繰り越しになるから、その辺の事情といたしましうか。
- まちづくり課長　　繰り越しの理由でございますけれども、今回、この方の認定は構外再築認定をいたしております。別の場所に建物を建てて、そちらに移転してという工法認定でございます。その土地を取得する際に、北山町地内に代替地を求められたんですけれども、その土地選定に当たって、その土地が農地でございましたので、農地転用申請の手続と、もう1点はお子様がお見えになるんですけれども、移転後は2世帯住宅にしたいという希望がございまして、その辺の設計等に時間を要して年度内に移転ができない状況になりましたので、繰越明許させていただくということでございます。
- 東委員　　図面を見る限り、要は道路にかかるわけですから、建物に。今の構外再築か、ここからほかへ移動していただく形の再築で補償するということになるんで、補償金額は予算書にあるように補償費として出ていますよね、6,700万円から6,300万円ぐらいになるということなんですけど。この方の場合、建物全体のうちの何割ぐらい例えばかかるものかというのがあるわけなんですけどね。再築の基準になるというところになるんでしょうかね、そこがどういう基準になるかだけちょっと確認したいんですけど。
- まちづくり課長　　今回の構外再築の認定に当たって、この方の土地、従前……。
- 東委員　　その前に、「コウガイ」というのはどういう字で書くの。

○まちづくり課長 構造の「構」、ガイは「外」です。

この方の補償に当たりまして、まず従前の土地面積が99.02平方メートル、今回、道路用地としてうちのほうを取得する面積が24.01平方メートルでございます。残地として75.01平方メートル残るわけなんですけれども、過半が残ってくるわけなんですけれども、実際の3階建ての建物、専用住宅だと申し上げましたが、その住宅の機能が要するに回復できない。建物自体はかからんですけれども……。

○東委員 建物はかからない。

○まちづくり課長 建物はかからないです。ただし、玄関ポーチだとか、そういうものはかかってきますので、その認定に当たって、残る土地で今言った機能回復がとれないということで、構外再築認定をしたということです。

○東委員 どういう基準でやるんでしょうかといってお聞きしたわけですけどね、構外再築という場合ですけど。いろんな経緯がありますから、その方の事情もあるもんですから、なかなか単純ではないのかわからないんですけど。ただ、一定基準にもたれてやるわけだもんだから。今の課長さんの話だと、建物本体にはかからないけど、前の入り口にある玄関部分のポーチという言い方をされましたけど、普通だと、イメージ的には玄関と建物は一体になっておるような気がするんですけど、現地を見たわけじゃないもんでよくわかりませんが。土地面積は75平方メートルぐらい残るわけだもんですから、現在の建物の建築面積は幾つなんですか。

○まちづくり課長 詳細に言いますと、この方は1階、2階、3階の3階建てで、1階、2階、3階の床面積の位置がずれていますので、通常であれば建築面積というのは水平投影面積で算定できるんですけども、この方の場合は床面積とは少し違うんですけども、44.98平方メートルが1階の床面積になっていますので、2階が51.79平方メートルですので、建物が雁行というか、ずれた格好になっていますので、建築面積については算定がされていませんので正確にはお答え申し上げられませんが、今言った大体50平方メートル前後の建築面積になると思います。

先ほど申し上げた構外再築認定に当たって、要は従前の機能が残地で確保できるかどうかというのが構外で再築するかどうかの最大の認定のところ

すので、査定するところですので、この方の場合については、残地で従前の住宅の用途の機能が回復できなかったという結果、構外再築という認定に至ったということです。

○東委員　この用途の回復という言い方で、たまたま最初のところで建物本体にかかるわけじゃないんだけど、玄関の部分のポーチの部分だということ、その辺がよくわからなかったんですけどね、玄関のポーチの部分というのが。出っ張っておるのかなという感じがするけど。出っ張っておるから、建物そのもの、本体に余り影響がないんだけど、玄関部分が出ておるからというような意味合いにとれたんですけど。そうでなくて、もっと全体として、機能回復ですから、本来、玄関部分が回復できるようなものでなければいかんという意味ですよ。

○まちづくり課長　東委員が言われるように、例えばポーチ部分がなくなりますよ。そうすると、玄関部分を取り壊して玄関部分の一部を例えばポーチにする。そうすると、玄関が例えばなくなったり小さくなりますので、玄関部分を例えば玄関の次は廊下とか、そういったところで確保しようとする、この方の場合は2階へ上がっていく階段に影響が出てきまして、要は改修費等々を比較した結果、構外再築認定のほうが適切だという判断で、構外再築になったということですけれども。細かく言いますと。

○東委員　ちなみに、用地費はここに出ておる、用地費の部分というのはこの24.01平方メートルの部分で、補償のほうが今の話で、移転先の土地の確保と、それから建物をつくりかえる、例えば取り壊すということが全部含まれますよね。取り壊して建て直す。そこまで見るんですか。

○まちづくり課長　取り壊し費用は、今の認定で構外再築でやっていますので、建物補償で算定基準があるんですけど、その算定をして、その金額をお支払いした中で相手方が取り壊しをしていただくということですので、再建築費と取り壊し費を両方見ておることではないですね。

○東委員　そういう分け方はしない。全てそれの中でやっていただくという算定ですよということね。構外再築がね。

その個人の方の生活を守るというのか、さまざまな場合がありますよね。もし建物にかからなかった場合だったら、全てポーチにもかからなければ、

例えば土地の取得だけで済むかということもあり得るということですよ。たまたまこうやって土地がかかるから、こういう必要性に応じて構外再築になるよということ。ただ、そうなった場合に、たまたま繰り越しは、そういういろんな移り先のことの事情があって今回おくれたわけでありまして。基本的には構外再築が必要だという場合は、その場合は先ほどおっしゃったように、現地のままの750平方メートルに小さくなった中ですよ。機能回復が必要になるような改造というのも計算はするんですか。その上で例えば、改造して計算してみた金額よりも外へ移ってもらったほうが安く済むから、こちらを選択すると。そういうことでよろしいんですか。

○まちづくり課長 移転方法の検討の中で、玄関ポーチの部分が削られて、玄関まで影響しますよというような評価といたしますか、そういう認定に際しての検討をしておりますけれども、金額については、金額、改造費が幾らだよというところまでは出してございません。

○東委員 前段のほうで、建物全体の一部を構造上、改造で機能回復されれば、それはそれで可能かというニュアンスにとれたもんですから。その場合に、何か構造上のいろんな修繕をした場合にかかる費用と、あるいは実際には構外再築で移転してもらったほうが安いから、そちらを選択だよというようにとれたんですけどね。そうすると、改造したときに幾らぐらい見てあつてとかいうように判断がされたのかなと思ったんでお聞きしたんですけどね。でも、そういう形の比較は別に特にしないんですか。

○まちづくり課長 必要な場合はしますけれども、今回はそこまではやってございません。

○東委員 個人の方のふだんの生活してみえる環境ですので、なかなか外からはよくわからないんでいけませんけどね。でも、普通に考えると、言葉は悪いですけど、構築部分が削られて、構造上改造が可能だったら、生活が維持できるということであれば、そういう計算が働くならね。相手がもちろん納得しなきゃだめですよ。そういうのも一つの判断基準になるのかなと思ったわけだけど。構外再築ならありがたいわけですけど。

でも、そういうことも一つの、費用をかける側としては、一定ある程度効果的に税金というのは使っていただくことになるもんだから、そういう場合

には一定の基準を設けてはおるものの、実際にはそうやって。こういう建物は非常に複雑です。まるきりなくなってしまうと別だけどもね。すぽっと全面かかってしまえば、もちろんここにおられないわけだけど。ほんの玄関先だけかかるという話だったものだから、そういうことも可能だということも一定は計算をした上で選択するのかなと思ったものですから。でも、今回はそういうことはなかったということですね。

次のページ、これは本会議で出ましたので、詳しく出ましたけど。12ページですね、市道東部第439号線の関係で、要は今ずっとここは拡幅に入っておって、それでこの図面上の、確認しておきたかったのは、用地取得で、ここは減額補正で、それから斜線の部分が繰越明許になるわけですけど、この部分的に分かれる斜線の部分が繰越明許、薄く黒く塗ってあるほうが減額補正という区分けの仕方ですけど、この辺の違いをちょっと御説明いただけますか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 斜線の部分の繰越明許につきましても、既に契約をしている用地費と補償費でありまして……。減額と繰り越しが分かれているという意味ですか。それとも、この土地が分かれているということですか。

○東委員 土地が分かれています。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 土地が分かれている理由につきましても、土地の権利者が一緒でして、1契約で契約を結んでおりますので、そういったことで分かれています。

○東委員 減額補正という言い方は、ずれるから、要は年を越える、繰り越しになるから減額という意味ではないんですよね。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 減額補正につきましても、まだ契約していないものですから、その分をそのまま予算から削るということでございます。

○東委員 具体的に本会議で出ましたですよ、地元の供用にしておる建物があって、そこがどうしても今回の拡幅の道路の中に入ってくるということで、そこでいろいろ検討が地元ではあるということなんですけど。実際のところは、その内容については、地元では最終的にはそのことについては了解

が得られて今後進んでいくことになるということなんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　これまで区民の方を対象に、昨年の8月2日に公民館にて説明会を行いました。その中では特に当該当該地、いわゆる郷倉といいまして区の所蔵物がしまっているものでありまして、かなり老朽化が進んでいるということなんですから、特にそういったところでは反対の意見はありませんでした。

○東委員　　なぜおくれることになった、反対意見がなかったんだけど。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　本会議の提案説明のときと、部長のほうで議案質疑の中でお答えをしたんですけれども、この減額する箇所について、この事業につきましては国費を充てて施工しておりますので、例えば繰り越しで何とか見込みがありそうでやれるかということで国費を繰り越しした場合は、南山区の了解というのが総会でしか判断が下りませんので、その総会で例えば否決された場合は、国費を繰り越した場合、国費の行き先がなくなるということから国へお金を返さなきゃいけないと。そういったことになりますので、今、国のお金というのが市から要望してもなかなか満額も来ない状況でありますから、例えば返すとなると翌年度以降の国費の配分に影響されるということが心配されますので、ここは一旦減額をさせていただいて、区の了解が、3月13日に総会がありますので、この中で了承がいただければ、再度また近い定例会だったり臨時会だったりそういったときにまた予算を計上させていただきたいと思っております。

○東委員　　繰り越す理由は、繰り越しておかないと、先々国からのお金が減額になるとまずいから、そういう手を打ったんだというんで、私が聞いておいたのは、そういう判断をせざるを得なかった事情というのがあるわけだもんでということなんですね。その辺の事情はどういう事情だったかという話で、それについて具体的解決のめどが立っておるかということ、もしそういうことでなければ、そんなことは一切ありませんでした。だから、一切問題がなければ、本来予定どおり進むわけですね。でも、どうしても残念ながら年度をまたがざるを得なくなる状況が起きたから減額したという形にしておいたわけですね、繰り越さざるを得ないということ、そういうふうにとったんですけど、そういうことは特にありませんというだけのことなの。

○都市整備部長　今回の南山区は自分のところで規約を持っておって、自分のところのそういった財産の処分には区民全員のうちの3分の2以上の賛成をいただかないと処分できないという規約になっておるんです。通常の総会であれば過半数で多分決まってしまうと思うんですけども、そういった言ってみれば少しハードルの高い規約をつくってみえておるんですわ。今まで説明会の中でもお話しさせていただいておって、表立ってとても通りそうもないなというような、そんな話ではなくて、そんな反対はない状況なんですけれども、仮に万が一でも一人でも足らんような状況になったときに、国費が繰り越したは使えない、返却せないかんというような話になるのはよろしくないので、じゃあ確実に契約して売っていただける状況になった段階でもう一度予算をつけさせていただくために、今回一旦おろさせていただいたということです。

○東委員　要はこの間ずっと長年、もともと全体の計画がありますので、この市道東部第439号線についても何年か前から具体的に地元の方には説明会をしてみえたじゃないですかね。報告もされて、こういう計画でやっていきますという形で。順番に線路際から工事もやって広げてきてずうっと進んできておるわけでありまして。それで、当初8月2日の時点での説明会というのは、現在対象になっておる部分の拡幅の用地取得のことの説明会なんでしょうね、多分。その段階ではさほど問題なかったという判断だったというようなお答えでしたですよ、だから。ただし、現時点になってみれば、ちょっとまだ不透明な部分があるかというような。今の部長さんのほうで、一人でも反対、一人でもというのは、つまり3分の2に満たない場合があり得るか。起こってはいかんけど、そういうことも可能性があるということで、今、ここについては時期を少し、様子も見ながら、確実に契約を結べるようにしたいという思いがあるので、とりあえずこの分は返します。一番気になるところは、地元の3分の2の同意というところの部分については、実際のところは、先ほど3月13日にそのための総会が行われるという話でありました。これは、ふたをあけてみなわからんという話の段階ですよ、今の段階では。それで、その辺のところ、皆さんが今現在で把握してみえる事情というのは、一定の進展がありそうなんですか。

○委員長 暫時休憩します。

午後 1 時 52 分 休 憩

午後 1 時 58 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの東委員から質問された当局の答弁を求めます。

○東委員 だから、進展の可能性はありますかという言い方をしたもんですから、それは今のところ問題ありませんとは言い切らんところがある。

○都市整備部長 総会で答えはおのずとわかってくる話ではございますけれども、今回の総会にお願いした郷倉の買収については、御協力いただけるものと思っております。じゃあ定かな根拠はというと、なかなかそういったものは明示できませんけれども、区の役員の方たちとのお話し合いの中でも、そういった感触のほうはつかんでおりますので、よろしく願いいたします。

○東委員 1 点だけです。確認だけだけど、図面で、今、郷倉と言っていましたね、言葉が。郷倉というのは、この斜線の分に入っておるんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 郷倉につきましては、右側の離れたところのほうですので。

○東委員 これがその郷倉で、減額と説明してあるところね。わかりました。

それで、一言だけ言いたかったのは、なかなかこういう事業を進めるというのは、場合によってはすぐ賛同を得られる場合もあるし、事情によってはなかなか得られない場合もあるもんですから、本当に皆さんが納得できる内容の計画を粘り強く説明しないとだめかなという気がするんですけど、必要性の問題からいって多分反対の方もいるんだと思うんだろうけど、その辺のところは今後どう見るかは、また様子は、この問題については皆さんからの時々声も聞こえてきますので、また意見をお聞きしながら要望はしていきたいなと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これを持って質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 00 分 休 憩

午後 2 時 00 分 開 議

○委員長 それでは、議案第35号を挙手により採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○委員長 続いて、議案第37号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 議案書の372ページをお願いいたします。

議案第37号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

はねていただきまして、373ページには第1表 繰越明許費でございます。2款1項下水道事業費といたしまして、3,253万4,000円をお願いするものでございます。

また、補正予算説明資料の13ページに箇所図を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○東委員 13ページの図面でいくと、要は今回新しい体育館に向けて下水をつなぐという工事が始まっておるわけですけど、具体的にどの辺の部分でというのはわかるんでしょうか。どこで詰まることによって工事がおくれざるを得ないかというところがあるわけでありまして、その辺でもし、この図面で、こういった部分で先へなかなかすぐ進められない部分があるというのわかりますか。

○水道部下水道課長 さきの12月の全員協議会でお話をさせていただいてお

りますけれど、位置図の江南岩倉より南側については変わりありません。それから、市道江南岩倉線の両歩道ですけど、両サイドへ……。

○東委員　　ちょっと待って、市道江南岩倉線。

○水道部下水道課長　　西へちょっと振って北に上って、そこをコの字で戻ってから体育館へ行く予定だったんですけど、市道江南岩倉線のところを直接南北に通せるような形になりまして施工したと。市道江南岩倉線から市道高屋幹線までが、最初は2.4メートルの土かぶりで計画しておったんですけど、障害物があるということで2.2メートルに浅くしました。ごめんなさい、市道高屋幹線の1本南の通り、ここまでが2.4メートルを2.2メートルに変えました。そこから1本市道高屋幹線の手前のところから1.1メートルの土かぶりで市道高屋幹線に向かいまして、その市道高屋幹線から体育館に向かっては0.8メートルの土かぶりということで変更しております。

○東委員　　だから、そういうふうに変更せざるを得なかった箇所がそういうことで現状があるので、結局、繰り越しになったという意味の、説明はそういうことだという意味ね。

○水道部下水道課長　　浅くなったということで、マンホールポンプの取り込み範囲、そういったものを検討する時間があったので、これを検討するのに時間を要した結果、取りかかりがおくれて繰越明許をお願いしたと。

○東委員　　要は工法の変更に伴って検討時間が必要になったということ。わかりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時04分　　休　憩

午後2時04分　　開　議

○委員長　　議案第37号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号 平成28年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

第4条 地方債のうち

橋りょう長寿命化事業

街路改良事業

雨水対策施設整備事業

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

布袋駅エスカレーター整備事業

○委員長 続いて、議案第39号 平成28年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、生活産業部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、水道部の所管に属する歳出、第4条 地方債のうち、橋りょう長寿命化事業、街路改良事業、雨水対策施設整備事業、道路改良事業、鉄道高架化整備事業、布袋駅エスカレーター整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、生活産業部市民サービス課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長 それでは、市民サービス課の所管について御説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

平成28年度江南市一般会計予算書及び予算説明書の18ページ、19ページをお願いいたします。19ページの上段、12款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料の市民サービス課分、布袋ふれあい会館目的外使用料であります。

続きまして、24ページ、25ページをお願いいたします。25ページの下段、12款2項1目総務手数料、3節戸籍住民基本台帳手数料の戸籍手数料ほか3件でございます。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。31ページの中段、13款2項1目総務費国庫補助金、2節戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事業費補助金及び交付事務費補助金であります。

続きまして、34ページ、35ページをお願いいたします。35ページの上段、13款3項1目総務費委託金、2節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務費委託金であります。

続きまして、38ページ、39ページをお願いいたします。39ページの上段、14款2項1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金の市民サービス課分、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

続きまして、42ページ、43ページをお願いいたします。43ページの中段でございます。14款3項1目総務費委託金、2節戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金の2件でございます。

次に、52ページ、53ページをお願いいたします。53ページの下段、19款5項2目雑入、11節電話料収入の市民サービス課分、電話使用料でございます。

同じくその下、12節雑入の市民サービス課分、地方庁推奨事業費助成金ほか3件でございます。

続きまして、歳出でございます。

118ページ、119ページをお願いいたします。118ページ下段の2款1項6目市民生活費でございます。119ページの消費生活事業から125ページ下段、公共交通再編事業まででございます。

次に、144ページ、145ページをお願いいたします。144ページの上段、2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。145ページ上段、人件費等から151ページ上段、墓地管理事業まででございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○東委員　125ページの最下段のところですけど、公共交通再編事業で、また新たな、新たということではないんですけど、一つ、一定区切りをつけて新たに取り組もうということの第1回、初めてになるかと思えますけど。この間ずっといろいろやっていただいたわけですけど、公共交通の問題はですね。一区切りをつけて、もう一回やろうかということで、ここに内容が、利用者アンケートだとか、地域公共交通基礎調査を実施していくということで、目的は公共交通のあり方を検討していくためにということでありまして。

1つは、まず委託料にある業務委託ですね、基礎調査の。この業務委託の内容をわかりやすく説明してもらおうとありがたいんですけど。

○市民サービス課長　業務委託の内容でございますけれども、利用者のアンケート調査など市内公共交通の基礎調査を専門知識のあるコンサルタントに委託して分析することで、今後の方向性について検討していくということで、今の利用者アンケートでありますとか……。

済みません、利用者アンケート等をもとにしまして、今後の方向性についてをコンサルの力をかりて検討させていただこうということで、今の利用者アンケートですとか、公共施設の利用者のアンケート、それからあと課題の整理等、そういったことをコンサルの力をおかりして進めていこうということでございます。

○東委員　申しわけないですね、本当は資料か何かあると一番ありがたいんですけど、ありませんので聞かざるを得ないんですけど。今の利用者アンケートという取り組んでいただく中身というのは、公共施設などの利用者等という今もちらっとそういう言葉が出ましたけど、実際には今回委託内容で想定をしておる利用者アンケートというのは、現在の例えばいこまいC A Rを利用しておる人だとか、あるいは江南市内の名鉄バスを利用しておる人だとか、現在の交通手段を利用しておる人だとか。いこまいC A Rは基本的に全市ですよ、どこからでも本来、要望があれば行ってくれるわけですから。もう1つ、ただバスについては一定限定された路線になっておるものですから。そういう場合に、この場合の利用者アンケートというとり方なん

ですけど、利用者ということで限れば、いこまいC A Rだったら全市民とかね、例えば。バスだったら、バスを利用しておる直接バスに乗る人のアンケート、そういうような意味でよろしいんですか、利用者アンケートは。

○市民サービス課長 そのとおりでございまして、いこまいC A Rを利用される方、それからバスを利用される方、さらには公共施設を利用される方、どんな交通手段でお見えになったのかですとか、そういったことも含めて利用者アンケートをさせていただこうというふうに考えております。

○東委員 一番大変だなあとと思うのは、これをどのように対象者を見るかというのはあるんですけど。現在のバスの沿線というのは限られておって、ただしいこまいC A Rは全市が対応になるわけでありまして。その場合に、例えばいこまいC A Rなどの場合の利用者アンケート、例えば全市的に、バス路線のないところの地域にお住まいの方だとか、そういう方も対象にして公共交通に対するアンケートをとっていくということでもいいんですか。

○市民サービス課長 今申しましたように、いこまいC A Rを利用された方ですね、そういった方を対象にアンケートをとらせていただこうと考えておるところでございまして。利用者のアンケートでございまして、例えば名鉄バスを利用された方、公共施設を利用された方、それからいこまいC A Rを利用された方、そういった方を対象にとりましてございましてけれども。

○東委員 だから、公共施設の利用というのが前提に入って、そこを利用して、交通網を使って利用するということですので。一番気になるところは、今、残念ながらバスの走る範囲は限られています。そういった形で利用者ですから、いこまいC A Rとかそういうことですけど、もっとそうではない方法として、そういう路線バスのない地域の住民の方、いこまいC A Rを利用するしないにかかわらず、そういう人たちの住民の方たちに対するアンケートも考えてみえるんでしょうか。

○市民サービス課長 平成28年度につきましては、まだ市全体の方向性が決まっていない中で懇談会を開催させていただくということは非常に混乱を招きかねないと……。

○東委員 懇談会。

○市民サービス課長 懇談会。すぐやっていたらいいのかですとか、いろん

な話が出るかと思いますので、平成28年度は地域の意見を聞く意見交換会を検討しておるといことで、市の方針が決まった後に実施するかどうかを、懇談会ですね、検討していきたいと考えております。

○東委員　私が質問したのは、要は例として、具体的にはそういうものを利用しない、利用できない、いこまいC A Rは基本的に利用できるわけですけど、例えば路線バスを利用できない地域の方たちへのアンケートもされますかと聞いたときに、今の課長さんのお答えの内容は、最初からそこへ持っていくと期待を持たせてはいかん、期待を持たせていかんというのは変ですけどね、そういうニュアンスで、一定の市の方針を持って、その上で意見交換会とか懇談会というか、その地域地域のことをこの平成28年度は想定しておるといことなんですけど、気になるところは……。そうじゃない。市の方針を持ってからという話。

○市民サービス課長　いろんな検討をさせていただいた中で、市の方向性が決まった後に懇談会は実施させていただこうといことを平成28年度に検討させていただこうといことです。懇談会をやるやらないといことも、新しい組織の中で決めていこうといこととございます。

○東委員　平成28年度に限って考え方を整理すればいいといことなんですけど。そうすると平成28年度は、先ほどのアンケートは、一応はまず大前提にあるわけですね。まずアンケートから始める。アンケートのとり方は利用者ですよ。全市的にはとるものの、例えば本来利用するしないにかかわるようなとり方はしない、アンケートはね。一応利用者のアンケート。それから、それをとった上で、市としての今後公共交通に対する一定の方針を持って、ある程度固めて、その方針に基づいて市民の方との意見交換会をやるかやらないかも含めて、とりあえず平成28年度は検討するといことですか。

○市民サービス課長　そういうこととございます。

○東委員　そうすると、この平成28年度は、直接的にはまだ住民の皆さんの意向を反映、どこまでできるかといのはあるわけでありまして、今の市のほうで公共交通に対する方向性の、前提にはアンケートがある。そのアンケートに基づいて方向性を出す。その中のアンケートのとり方としては、例えば今のような路線バスが全く走らないような地域の方たちに無作為に意見

を聞くだとか、そういうアンケートのとり方はしない。

私は本来、市内全域の公共交通を考えた場合は、そういう人たちの意見なり声をきちっと把握していくことによって、初めて全市的な方針なり方向性の検討の基礎になるという気がするんですけど、本来そういうアンケートのとり方も必要ではないかと思うんですけど、それはやらないんですか。

○市民サービス課長　利用者アンケートにつきましては先ほど申しましたとおりでございまして、市の方針が決まった中での懇談会は、平成28年度以降に市の方向性が決まれば開催させていただくことにはなると思うんですけども、もう1つ、先ほど意見交換会という話をさせていただいたんですけども、今、東委員さんがおっしゃったように、利用者だけではなく、地域の住民の方の意見もということで、懇談会ではなく意見交換会ということを開催するかどうかについても、平成28年度の中で検討をさせていただこうというふうに考えております。

○東委員　ちょっと話がかみ合わないかわかりませんが、意見交換会をやることはいいと思いますし、それをやるかやらないかも一つの方針の前提があるよということですけどね、やるかやらないかも検討していくんだということです。私は一番前提になる話をしておったんですけど、そのアンケートの件ですね。何度も言って申しわけないんですけど、前提では一応利用者アンケートだという名目がついたものですから、名鉄のバスを利用する人なり、いこまいC A Rを利用する人、それ以外に、そういうことの基準を設けずに例えば全市的に、それこそバスの走っておるところは少ないわけですから、地域的には、走っていないところのほうが多いわけでありますので、そういうところの人たちを無作為に、例えばそういう公共交通やいこまいC A Rに対する意見を聞くというアンケートもやらないと……。

○河合委員　やらんと言っておるがや。

○東委員　やらないかんじゃないかと言っておるんです。

○市民サービス課長　今の件につきましては、平成25年度に公共交通に対するアンケートを実施させていただいておりますので、そのアンケート結果も参考にさせていただきながら進めさせていただこうと考えております。平成25年度にやっております。

○生活産業部長　　1つは、今おっしゃられたように無作為のアンケートというのを仮にやっただとしても、いろいろ今まで御意見をいただいたように、地域によってニーズが多分違います。それと、これまで検討してきた内容もあるんですけど、方向性にしてもまだこれから考えていくんですけど、例えば結果として今のままがいいという答えになるかもしれません。それがバスを走らせてほしいということになるかもしれません。さらに、今の分析を見ると、当然地域によってもニーズが違いますし、それから年代によっても違います。どれで整理していくかという話が非常に難しい問題なんですけど、それを市全体で一律に例えばアンケートをとったとしても、なかなかその答えをもって考えるというのは難しいもんですから、そういう課題を踏まえて、今、課長が申し上げたように、地域の意見を例えば聞く必要があるというような方向性になれば、地域ごとの意見交換会をやるとか、そういうことも検討していかないかと思っていますので、そういう意味では、前回の一律のアンケート結果の答えも持っていますし、それだけではなかなかきめ細かい皆さんのニーズというのは拾いがたいということもあるもんですから、ですからとりあえず今回は利用者アンケートとか公共施設の利用者だとかのアンケートをとった中で、あとは今までいただいたいろんな御意見とか分析結果もありますので、どういうふうに意見集約をしていくとか、そういうのを含めて検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○東委員　　またもとへ戻るような感じでありますけど、せっかくこれまでの蓄積があるもんですから、ある意味では、そういう蓄積も活用しつつですね。どうしても公共交通は、市のまちづくりといいましょうか、住民の方たちがどういうふうに外へ出ていくことができるかとか、いろんな施設を利用できるかということも含めて、あるいは病院から買い物からいろんなことがあって、いろんなことが想定されるんですけど、長い間このことは議論してきた、結局はドア・ツー・ドアというところに行き着いたという方向もあるわけですけどね。それが一番利用者にとってみても助かるし、お金の使い方としても、空で走らせるわけじゃないもんだから、ドア・ツー・ドア方式というのは一つの方向性だと思っておるんですけど。ただ、今は江南市の場合は非常に手厚い、分厚いやり方だもんですから、いこまいC A Rスタイルとい

うのは、その辺のところではいろいろどうするかというのはあるわけですけど。それだけではかばい切れないところは、要望ですよ、どうするかというのは。そういうことをぜひ前提に御検討いただきたいなという思いがいたしました。

もう1つは、先ほども出ました149ページの、補正との関係でどうなるのかなという気もしておったんですけど、149ページの上段に、引き続き事業は続くもんですから、マイナンバーの関係の仕事がまた今回も、これは国から100%程度出てきて、部分的には国の財源があって、一部市も持ち出しがあるわけでありまして、実際のところは。たまたま先ほど午前中に補正で繰り越しがあって、個人番号カードなども発行はいたしますし、さまざまなことに対して予算がついてきたという流れがあるわけでありまして、新年度の分のこの予算の見方というのは、現在の事務がそのまま継続されると、そういう内容を見込んだ予算の上げ方ということによろしいのかな。

○市民サービス課長 そのとおりでございます。

○東委員 それで補正で繰り越した部分との関係ですね。その部分と、実際には重なるわけですよ、仕事の関係は。そうはならないんですか。

○市民サービス課長 今回の御質問でございますけど、とりあえず今の補正の分は補正の分、平成28年度分につきましては国は500万枚を想定しておるわけでございます。500万枚の発行を予定しておるわけでございます。その分の今の措置ということで、特定財源が組み立てられているということになっておりますけれども。

○東委員 そうすると、ちょっとごめんなさい、数字の確認ですけど。先ほど補正のときに1,500万枚、国全体ですよ、1,500万枚を見込んで補正が組まれた。さらに500万枚を見込むのが、この新年度の分ということですか。

○市民サービス課長 先ほどの1,500万枚は製造ということでございました。今の平成28年度の予算につきましては、500万枚を発行するための予算ということでございますので。

○東委員 補正の段階では製造を前提にした予算、平成28年度は発行を前提にした予算。その500万枚というのは、全体としては発行枚数としては何枚ということになるんですか、予算的には。

○市民サービス課長　こちらも午前中の説明と同じように、マイナンバーカード等の発送事業ですとか、申し込み処理の事業ですとか、それからコールセンター等の事業も全て含まれておりますので、ただ500万枚ということであれば、江南市の人口割でいけば4,000枚ということになるということでございます。

○東委員　500万枚に符合するのが4,000枚ということで。

午前中、要は最初は8,000枚でプラス1万2,000枚で2万枚でやりますよということ、さらにまた今度は4,000枚ということですか。そういう見方でいいんですか。

○市民サービス課長　あくまでも午前中お話しさせていただいたのは製造ということであって、国が1,500万枚をつくるというだけの措置でございますね。平成28年度分については、各自治体が全国で500万枚を発行するための費用ということでございます。

○東委員　この製造と発行というのがあるんですけど。発行が最終、終わりですよ。製造があって初めて発行されるわけですから。じゃあ最初、発行枚数というのは、平成28年度の新年度までで見ると、平成28年度の予算を組んだからね、発行枚数というのはどこまで見ればいいですか。

○市民サービス課長　今の考え方ですと、平成27年度中に1,000万枚ということで、江南市では8,000枚というお話をさせていただきました。平成28年度については500万枚ということで、江南市については発行枚数は4,000枚ということで、平成28年度までに1万2,000枚ほどが発行されるであろうというふうに考えております。

○東委員　発行するためには当然製造が必要だから、製造まで見込むやつが2万枚。そうだったですね、先ほどの、1万2,000枚ふえたという2万枚だという。ただし、それは8,000枚を含めて1万2,000枚プラス2万枚ですけど。製造までは2万枚、発行までを考えておるのが1万2,000枚、そういう関係でいいんですか。

○市民サービス課長　人口割にすると、そういうことになるということであって、2万枚江南市で発行されるというお話ではございません。あくまでも国が1,500万枚をつくるために補正をつけたわけですわね。それが江南市の

人口割でいくと1万2,000枚にはなるんですけども、それが全て江南市が発行するというわけではないということでございます。

○東委員 逆に言えば、1万2,000枚と1万2,000枚で合うんだけどね。製造まで1万2,000枚、8,000枚と4,000枚で1万2,000枚と、ぴったり合うような気がするけど。

○生活産業部長 ややこしいんですけど、もともと最初の補正でお願いしたときの1,000万枚に相当する8,000枚というのは、これは平成27年度に多分発行ですよ。発行までですね。

○市民サービス課長 発行されるであろう。

○生活産業部長 当時の見込みとしては国は8%ということだったものですから、その間に江南市として8,000枚発行予定ということのものが当初の補正予算の分です。今回お願いしている補正予算は、江南市が発行する予定ではなくて、システム機構がつくるのが1,500万枚だと言っているものですから、そのつくるお金に対して人口割で金を出しなさいと。もともと負担金というのは、システム機構でかかる経費を人口割で割っておるだけなものですから、どういう業務をやるかによって変わってくるんですけど、それがイコール市町の発行枚数にはならないですね。ただ、1,500万枚をもし江南市の人口に当てはめると何枚になるかという話であれば、1万2,000枚になって足して2万枚ですけど、これは決して平成27年度に発行する分、国に落ちますから……。

○東委員 もちろん。

○生活産業部長 ということなんですね。今回の当初予算は、平成28年度に発行見込み予定の分の経費ということになりますので、これについてはですね。ですので、そうしますと平成27年度と平成28年度を足すと、江南市としては、あくまでも予定ですけど、1万2,000枚と。ただ、お金の負担としては、それにプラス1,500万枚分のカードの製造費の分もお支払いするという格好です。ですので、どういうお金で払うかというのは、向こうのかかったお金を人口割で割って負担するということですので、イコール江南市の発行枚数に連動しているというわけではないということです。

○東委員 実際には発行してみないとわからん部分もあるんですけど、持ち

込みがどれだけあるかというのはあるんだけど、そういう形の予算の出し方が出てくる。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて産業振興課について審査いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 38 分 休 憩

午後 2 時 50 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて産業振興課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興課長 では、議案第39号 平成28年度江南市一般会計予算のうち、現在の産業振興課が平成28年度、来年度より組織編成に伴い商工観光課と農政課に分かれますが、私から商工観光課及び農政課が所管する予算をあわせて説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。20ページ、21ページ中段の12款1項4目労働使用料、1節労働使用料、所管は商工観光課でございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。26ページ、27ページ中段の12款2項4目農林水産業手数料、1節農業手数料、所管は農政課でございます。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。40ページ、41ページ下段の14款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、所管は農政課でございます。

はねていただきまして、42ページ、43ページをお願いいたします。42ページ、43ページ下段の14款3項4目商工費委託金、1節商工費委託金、所管は商工観光課でございます。

はねていただきまして、44ページ、45ページをお願いいたします。上段の14款4項2目農林水産業費交付金、1節農業費交付金、所管は農政課でございます。

次に、50ページ、51ページをお願いいたします。50ページ、51ページの上

段の19款3項1目貸付金元利収入、1節貸付金元利収入、所管は商工観光課でございます。

1項目飛びまして、19款4項2目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入、所管は農政課でございます。

次に、54ページ、55ページをお願いいたします。54ページ、55ページ最上段の19款5項2目雑入、12節雑入のうち、説明欄にございます商工観光課の関係4項目と農政課の関係2項目でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

272ページ、273ページをお願いいたします。272ページ、273ページ中段から、はねていただきまして274ページ、275ページまで5款1項1目労働費で、所管は商工観光課でございます。

はねていただきまして、276ページ、277ページをお願いいたします。276ページ、277ページから288ページ、289ページ上段まで6款1項1目農業費で、所管は農政課でございます。

その下から、296ページ、297ページまで7款1項1目商工費で、所管は商工観光課でございます。

なお、別冊の当初予算説明資料の14ページに施設長寿命化事業を、25ページに宮田導水路上部整備事業、はねていただきまして26ページには農村総合整備事業の施工箇所的位置図を掲げてございますので、御参照賜りたいと存じます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○尾関（昭）委員　55ページになりますが、歳入ですけど。申請用紙代を有償でかかっておるんですけど、これって無償にすることは法的に厳しいんですか。なぜかという、50円の33回の仕事を例えば領収書を切ったり多分されていると思うんですけど、労務のほうが圧倒的に上回ると思うんですけど、歳入より。なので、そういう意味でぱっと渡してしまえば、用紙代としての歳出だけで終わるのかなあという気がして。いろいろ例えば10円のコピーだってそうなんですけど、領収書をつくっている労務というのは結構それなり

に手間がかかっておると思うもんですから、何らか法的に有償にしくなくちゃいけないという縛りがあればいけないんですけども。

○産業振興課長　この申請用紙ですが、この用紙、県から市が買っているという状況で、その分の支出が当然ありますので、その分の手数料でいただいているという。法的には多分ないと思います。

○尾関（昭）委員　県の書式なので、例えば江南市でただでもらっちゃうと、よその市町に使いちゃうとか、そういう話ですか。

○産業振興課長　そのとおりです。

○尾関（昭）委員　わかりました。

○東委員　先ほどの続きからいくと、また図面が宮田導水路が出ていますけど、これも内訳がわからんことになるんだろうかという気がしてしようがないんですけど。予算書のページは285ページですね、真ん中、中段に導水路工事で、負担金は3,200万円工事の800万円なんですけど。25ページに図面が出てくるわけでありまして、導水路の位置図ですね。これを見ると、今回の遊歩道が第2地区、だから先ほどの議論の続きになるわけですよ、残った部分がことし入ってくるということになるわけでありまして。だから、河沼橋から四ツ谷橋までの部分の遊歩道の整備、それから管理用道路が破線の部分がありますので、本郷暗渠までのところに破線の部分が打たれています。それから、1期地区の芝張りの一式がありますよというところで、南野橋から本郷暗渠までという、この3つに分けておるわけでありまして。こういう場合も、先ほどの図面じゃありませんけど、これはトータルで幾らという話で、負担金を800万円出すというだけのことになるんですか。3つに分かれておるのが今回わかるんですか、工事としては。

○産業振興課長　工事で予算を上げるときに、県に来年度どこまでやって国に要求するだという話を聞いて調整はさせていただきまして、この管理用道路整備は単独費でございます。市の単独でございます。

○東委員　これは負担金じゃない。

○産業振興課長　これは負担金じゃございません。1期地区、2期地区ですが、1期地区に関しましては、今年度に芝張り以外の工事が全て完了しますので、残った芝張りを平成28年度に施工すると。河沼橋から四ツ谷橋に関し

ましては2期地区でございます。2期地区に関しましては、順次、年度を飛んで、休止して事業はだめだということで、何らか手を入れないかんということで、飛んで河沼橋から四ツ谷橋の2期地区ということで、遊歩道整備をさせていただくということで、これは国の予算の要求、国からの交付金という調整で、この事業内容でということで協議して決定しております。

○東委員　　とりあえず聞いたことからいきますと、まあいいですよ。管理用道路は、予算書でいくと管理用道路の整備工事費ですから523万2,000円と記載があるので、管理用道路は単市でやるから、この破線の部分はね、これは523万2,000円と明示されていましてからということで。

今の1期地区の芝張りの一式と、それから2期地区の遊歩道整備、2期は河沼橋から四ツ谷橋までの部分で、今ちょっとよくわからなかったのは、課長さんの言い方の中で、今回、江南市の負担分が25%分は800万円で3,200万円の工事じゃないですか。その3,200万円の工事に該当するのは、そうすると図面でいくとどれに当たるんですか。芝張りだけですか。

○産業振興課長　　1期地区の芝張りとは2期地区の遊歩道を足した金額になります。

○東委員　　それぞれの内訳は出るんですか。

○産業振興課長　　県からいただいた資料によりますと、1期地区の芝張りで1,600万円、2期地区の遊歩道整備で1,600万円、足して3,200万円と。ただ、2期地区の遊歩道は遊歩道だけですので、芝張りとかそこら辺は今回には入っておりません。

○東委員　　数字を覚えておいたほうがいいですね。

これも先ほどの続きで、商工観光課が、先ほどは緑地面積の緩和策が条例で出ました。予算的には291ページに、企業誘致等推進事業として、これは本格的に今年度誘致をしていくためのやっていくわけですよ。主に都市計画法該当区域への企業誘致推進が主要な目的でこの企業誘致をやるということで、安良地域への誘致を行っていくわけでありまして、本会議で幾つか方針として優遇策を考えていますからということで出ました。税制面の優遇とか。その後いろいろ聞いておって気になったところは、あれは内容的には他の近隣の市町でやっておるような優遇策も含めて江南市は考えて、でも

6項目と言ったかな、本会議場では。6項目、7項目になるのかな。

〔「全部で8」と呼ぶ者あり〕

○東委員 全部で8項目ですね、8項目の優遇の制度をつくりますよという形で始まります。一番大変なのは、一番前提に、今回のやり方は、地権者と企業が直接交渉することによってやる困難さがあるわけでありまして、それも含めて優遇策をとっていかうということですけど。これは数字上の確認というか考え方の問題なんですけど、該当する地域の新しく企業が進出していただくと、奨励金という形で固定資産税及び都市計画税の相当額の3年間については交付しますというような一例がありますよね。それは最初かな。というのがありますよね。1番目にそういう制度があるわけですよ。そういったことがあって、基本的にはこの誘致のいろんな優遇策は、特に条例化するわけでもないし、内部的には要綱の範囲で整理をして、それを活用していきますよ。じゃあ具体的に議会でその問題について、誘致したときにどうのこうのと議論だとか、本当にそれが当てはまるかどうかとか、議論する場合に場所がどうなるのという話のときに、予算上例えば交付金で出したりとか、そういう場合が出ますので、予算に数字があらわれるので、そこで議論ができますという話でありましたけど、流れとしてはそういうことでよろしいんですか。

○産業振興課長 今、東委員が言われるように、これは緑地以外は要綱で定める予定でございます。この前、全員協議会で説明したかと思うんですが、実際、お金が出てくるのは企業が決まって誘致が来たときで、設置した後に奨励金を払うという流れになりますので、そのときに当初予算か補正予算で計上させていただくという形になりますので、議会のときにはそこでしかできないかなと思います。

○東委員 そういう議論でしたね、本会議で。議会に示されることになる場合は、要綱というのは内部的に持っていますのでということでしたので。だから、条例としてつくるつくりたくないという議論をするわけじゃないものだから、ですからこれは今回、内部的につくれば、これで一応やりますよということになって。今のたまたま固定資産税の例で確認したかったのは、本来この場合の優遇策というのは、固定資産税は一度払っていただいて、それに見合

うものを交付金として出しますよということですよ。これは財政的な話なんで申しわけないんですけど、固定資産税は基準財政需要額で今度は見ますよね。収入額でね。基準ですから。税金ですから。出のほう、需要額のほうで交付金も見るんですか。こういう場合の交付金というのは。

なぜこれを聞くかという、入で見られるよと、基準財政収入額で。たくさん入るねと見られる。実際には交付金で出しちゃう。市としては減るわね、入としては。普通は、これが基準財政収入額で見られて、それに見合う経費もあれば、当然不足すれば、交付税は算定しましょうと行って入ってくるわけだけど、逆に出のほう、それは見ませんと、こういう交付金というのは、そういうふうにやられると、入としては入ってくるにもかかわらず、逆に交付金で出て行ってしまえば、本来、基準財政需要額で見られれば、差額分で足らなくなれば見ましようとなるわけだけど、それが全く対象外になってしまうと、こういう交付金のような場合、そうすると入だけはふえてくるとなると、交付税としては減少になる可能性はあるなと私は思って聞いておったんだけど、そういう心配というのは、こういう交付金スタイルというのは起こらないんでしょうか。

○生活産業部長 需要額のほうで今回の交付金が算定の対象になるかどうかというのは、済みません、確認しておりませんが、今お話があったように、税金で、固定資産税で収入をしますと、今、委員がおっしゃられるとおり、基準財政収入額がふえますので、当然、普通交付税が下がります。実際は75%ですから、算入されるのはですね。もう1つの方法は、今、恐らくお考えになってみえるのは、減免するという方法もあると思うんですね。そうしますと収入額のほうには入りませんので、そうすると交付税は減額はされませんが、ただ税金で収入をしますと、当然100%入ってきますから、残りの25%は仮に需要額に算入されないとしても、税収で受けたほうが得になるのではないかなと思うんですけど。減免しましたら当然収入額はふえませんが、現状どおりということになりますので、そういう形で一応進めたいと。需要額に算入されるかどうかは、項目は、済みません、把握しておりません。

○東委員 気になったのはそういうことで、実際には優遇策をとってやりま

しょうとってやるにもかかわらず、バランスとして、トータルとして減らされてしまったんでは、せっかくわざわざ誘致をして来ていただいて優遇策をやるのはいいけど、肝心の市の財政そのものへの影響としてどうなるかというのも、本来は議論がね。

[発言する者あり]

○東委員　　そういう形で、そういう話が本来ならば、もともとこういうことをやる場合に検討しないと、ただ減りっ放しではいかんわけだもんだから、優遇だといってね。きちっと本来なら来ていただいて、できれば税収も確保したいしということもあるわけですからね、ある意味では。もちろん、地域の活性化とか雇用の拡充につながるということも大きな柱でありますけど、せめて税収も少しでもふえればというような思いもあるわけですから、本当はそういうようなこともきちんと、たまたまこれは条例で出てくるわけじゃないもんですから、そういう議論ができませんけど、たまたま要綱だけど、予算的にはそういうときに出てくるんじゃないでしょうかねという話でありますから、そこでやりますけど。ただ、もうちょっと今のような考え方、もう少し整理をしないとどうなのかなという気はしますね、この部分については。

○委員長　　それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長　　それでは、環境課所管の平成28年度一般会計予算につきまして御説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

予算書の20ページ、21ページの上段をお願いいたします。12款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。

はねていただきまして、26ページ、27ページの下段、12款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

はねていただきまして、34ページ、35ページの下段をお願いします。13款4項3目衛生費交付金、2節清掃費交付金でございます。

はねていただきまして、40ページ、41ページの中段、14款2項3目衛生費

県補助金、1節保健衛生費補助金の環境課分でございます。

そのすぐ下、同じく2節清掃費補助金でございます。

1枚はねていただきまして、42ページ、43ページの下段をお願いします。

14款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金でございます。

1枚はねていただきまして、44ページ、45ページの上段をお願いします。

14款4項1目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金でございます。

はねていただきまして、52ページ、53ページの中段、19款5項2目雑入、8節可燃ごみ指定袋売捌代金でございます。

次のページ、54ページ、55ページの上段、同じく12節雑入のうち、環境課分でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

250ページ、251ページをお願いいたします。250ページ、251ページの中段、4款1項2目環境保全費で、254ページ、255ページの下段まででございます。

1枚はねていただきまして、256ページ、257ページの上段、4款2項1目清掃費で、270ページ、271ページの中段まででございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○古田委員　269ページの愛北広域事務組合の負担金についてお尋ねしたいと思います。

五条川右岸浄化センターに処理水を投入していると聞いておりますが、この処理単価と年間の支払い金はどうなっているか。

○環境課長　申しわけございません、今手持ちに資料がございませんので、調べて後ほどお答えしたいと思います。

○古田委員　あと続きですけど、処理単価の算定根拠も後で教えてください。

次に、じゃあ267ページの浄化槽設置整備事業についてお尋ねをします。

ことは当初予算で30基見込まれておりましたけれども、参考までに、平成27年度の実績はどのようになっておりましたでしょうか。

○環境課長　平成27年度、今年度の申し込み状況でございます。5人槽が申し込み件数が8件、6人から7人槽までが11件、8人槽から10人槽までは申し込みが今のところゼロ件、合計19件のお申し込みでございます。

- 古田委員 予算は何基ぐらい組んであって19件ということですか。
- 環境課長 平成27年度は合計25基を予定しております。
- 古田委員 平成27年度、市はどのようなPRに努められたんでしょうか。
- 環境課長 浄化槽の転換につきまして、まず広報「こうなん」で、4月、7月、9月、12月で補助金についてPRをさせていただいております。また、1月には転換とあわせて浄化槽の維持管理についての内容も広報に掲載させていただきました。そして、10月に江南駅前におきまして、江南市、県の水地盤環境課、そして浄化槽協会と合同でPRのチラシの配布を行っております。また、環境フェスタにおきましても、浄化槽に関するチラシの配布をさせていただきました。
- 古田委員 25基中19件という実績なんですけど、今年度は30基目標を立てられているんですけども、昨年と違ったPR、どの部分に特に力を入れて動き、働きかけをしようとしてみえるのか、お尋ねします。
- 環境課長 広報「こうなん」での掲載に加えまして、各事業者等からのチラシ配布等も、またお願いしていこうというふうに考えております。
- 古田委員 浄化槽台帳をつくられて、それを効果的に私は使ったらどうかなと思うんですけども、特にその中で単独やくみ取りの部分のはっきりわかっていると思うので、当分、下水道が行かない部分について、そういうところを集中的にPRしていくことが、駅前で配っているよりね。春日井市なんかも、下水道が行く部分のところを2年ぐらい前に、ここはもう行かないよということで浄化槽に切りかえて、そこは補助金も30万円ぐらい上げたんですけども、そこを集中的に、その地域をPRに努めたというのがありますので、せっかく浄化槽台帳をつくったので、この間の講演会でも単独が一番いけないよということを言われていますので、そういうところをピックアップしてPRに努めていただいて、特にくみ取り業者とか点検業者、それからリフォームの関係の業者の方にもチラシをつくって、こちらから提供してやっていただくように協力していただいて、そういうところを集中的に転換に励んでいただけたらどうかなと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。
- 環境課長 浄化槽台帳の整備によりまして、単独浄化槽等がまだまだ多く

残っている地域というのがおよそ把握できるようになってまいりましたので、そういった地区を中心に広報「こうなん」とは別に地区の回覧ですとか、そういったこともあわせてPRに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○古田委員 平成27年度とは一歩違ったPR方法をまた部内で考えていただいて、効果的な周知方法、広報「こうなん」や回覧板だけではなかなか難しい部分もあると思いますが、より効果的なPRに努めていただきたいと思います。職員の中でもそういった地域に住んでいる方もいると思いますので、そういうところは営業に行きやすいと思いますので、環境課が率先して、住民にPRする前に職員も襟を正さなきゃいけない部分もあると思いますので、そこら辺のところは強力的に環境課がしっかりしていただかないといけないと思いますので、それも含めてお願いしておきますので、よろしくをお願いします。

○委員長 今、お願いのやつ。

○古田委員 お願いでいいよ。お願いだよ。答弁は要らない。

○東委員 今の話、皆さんは合併浄化槽を進めるほうになるんだけど、江南市全体の例の排水計画の関係で計画を持っていただいたんですね、パブリックコメントをやったんですけど、実際のところはあの計画に基づいた一定数の目標を持ってみえるわけですけど、それとの関係でいくと、今回、ことし30基を予定しておるわけでありまして、あれでいくと、あの数でいくと、きょうは資料を持ってきてなくて申しわけなかったんですけど、実際には目標年度が平成35年度を目指して計画を持たれたわけでありまして。失礼、平成37年度ですか。平成37年度を10年ですからね、下水道管をやるところがあるわけで。あの計画の数から逆算していくと、この数で大体見合うことになるんですか。

○環境課長 こちらのほうで予算を上げさせていただいておりますのは、あくまでも転換分であり、新築・建てかえ等に含まれるものは入れておりませんので、この数字がそのままつながってくるものではないというふうには考えています。

○東委員 具体的にその部分は、予算的には転換分しか見ていない、あとは

本人の努力、個人の動きがあるわけなんですけど、そういったものに対して、例えば環境課として、予算的にですよ、そういったものを計画どおりに進めていこうとした場合、仕事上ですけど、この部分は単に転換分の補助金の予算を組んだ、新たに全市的に生活環境をよくしていくために、そういう計画を持たれて進めましょうと言っておるわけですけど、それを具体的に実行していくための予算的な背景にあるものといいたいまいしょうか、何にもたれてそういう仕事をやっていくかということになるわけですけど、その辺はどの部分を見ればいいんでしょうかね。

- 環境課長　　今回、生活排水処理基本計画におきまして浄化槽の新築のほうも見込ませていただいておりますけれど、こちらのほうは現状の転換も含めまして新規に設置される方の現状の動きから推計をさせていただいておりますので、現状の動きをもとに、設置基数の増加をもとに計画のほうを立てさせていただいております。
- 東委員　　今、計画の立て方としては、そういうことでということが前提になるんならね。ただ、本来なら計画を進めていこうといった場合に、どういう方策でやるかということがあるじゃないですかね、具体的には。予算的には予算をベースにして仕事をやられるわけなので、生活排水処理基本計画の実効性を持たせようとしたときに、どういう予算にもたれてやっていくんでしょうかというような質問なんですけど。
- 環境課長　　予算のお話でございますけれども、現在、こちらの浄化槽の転換のほうでの予算計上をさせていただいて、転換としてはこの予算に応じて進めさせていただく、そしてそれ以外のものに関しましては、新築及び建てかえに伴う合併浄化槽の設置につきましては、現状の計画であると。特に予算措置をしておるわけではないところでございます。
- 東委員　　もう1点は、271ページの上から2段目の、上段はごみ処理施設広域化事業の第1小ブロック会議の負担金が含まれておって、ただ仕事は直接にはやっておるわけじゃないでいかなんですけど、その2段目のごみ処理施設広域化派遣職員関係事務という形で愛知県の派遣職員の給与費等の負担金があります。これは新規となっておりますけど。要は、備考欄にありますように、尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議準備室の体制強化

ということで、県からの職員を江南市で受け入れて負担金を払うという形になっておるわけであり、その分だけのね。ここの内容ですけど、予算の積算の基礎はどういうふうになるかということと、この場合の県の派遣職員がやる仕事の中心になるものは一体何なのかということをお聞きしたい。

○環境課長　こちらの予算でございますけれども、愛知県職員からお1人派遣していただく際の給料等、各種手当にかかる費用を積算したものでございます。

この愛知県の職員の方に担っていただく仕事でございますけれども、現在、平成28年度に予定しています準備室での業務におきまして、一部事務組合の設立の準備、そして施設の整備計画の策定について、主に県の職員の方に担っていただくものであるというふうに聞いております。

○東委員　負担金ですから、上段は、つまり2市2町で全体の事業費のうち負担をするのが639万8,000円、準備室として江南市が負担する分。この人件費の分というのは、2市2町で見るとということで、そのうちの県の職員の方の給与なり手当の総額の江南市の負担分が677万円ということではないんですかね。

○環境課長　まず、こちらの677万円でございますけれども、こちらは愛知県に対して負担すべき費用でございます。こちらの費用、これは総額になりますが、これに対する費用というのは、準備室のほうから歳入としていただくようになっております。そちらの歳入というのは、2市2町からそれぞれ第1小ブロック会議の負担金に含めて、県職員の給与に相当する分も負担金としてまずこちらの第1小ブロック会議のほうに支出をしております。こちらのブロックのほうから歳入として、55ページのほうになりますけれども、歳入で派遣職員給与費等尾張北部地域ごみ処理広域化第1小ブロック会議準備室負担金としていただくものでございます。

なお、こちらのほうで歳入として752万2,000円というふうになっておりまして、歳出のほうで677万円となっておりますが、こちらの差額につきましては県の方の管理職手当及び管理職特別勤務手当に相当するもので、こちらは人件費のほうに含まれております。

○生活産業部長　　実は、愛知県の職員の派遣というのは、向こうの要綱があって、協定に基づいて派遣していただくんですけど、その受け皿となれるのは、市町村とか一部事務組合とか決まっています、現在の準備室は任意の組織でありますので、そこは各市町の職員が勤務公署変更であそこで勤務しているという形態をとっていますので、準備室が受け皿にならないということがあるものですから、江南市のほうでその受け入れをして、江南市の職員としてあそこへ派遣するという形をとらせていただいたということなんです。そのときに、県に派遣していただきますと、人件費の3分の2を市町村が持つわけですけど、プラス各市で費用を負担しなければならない、今、課長が申し上げた手当とかありますので、そういったものについては2市2町から、この前にありますごみ処理施設広域化調整事務の第1小ブロック会議の負担金の負担割合で各市町から準備室がいただきまして、それを江南市のほうへいただいて、県にお支払いする負担金に充てるとか、あとは市が直接払うお金に充てるという形をとらせていただいたということでございます。

○東委員　　流れとして、こういう形で派遣職員、県の職員を受け入れるという場合の給与負担が、一番前提には派遣される県の職員の方の現在の給与水準がありますよね。それをもとに、その3分の2を市町村が負担をする。その場合に、準備室では受けられないので、江南市がまず受けましょうと。江南市がその職員さんを受けて、そこから準備室に派遣という形になるわけですけど、そのときの今の3分の2という部分の受け持ちというのは、それは準備室で全体で受け持つんですよね。それでいいですか。それで全体を受け持って、そのときに変なんだけど、よくわからないんだけど、準備室は受けられないんだけど、実際に市が受けることになる、江南市が受けるんですけど、その場合に3分の2の部分という数字が先ほど入のほうに入っておる七百幾ら……。違うな。準備室は受けられないんだから、江南市が受けて立ちます。実際には総額は準備室で割り振るわけ、負担割合はね。その負担で割り振ったお金の江南市分が、この677万円がいいんですか。

○環境課長　　こちらの677万円に関しましては、市が負担すべき3分の2に相当するものでございます。江南市が負担すべき金額に関しましては、そのうちの約270万円で、こちらはその1つ上の準備室のほうに支払う負担金の

ほうに含まれております。

○生活産業部長 677万円は、愛知県と江南市の協定に基づいて江南市が県に払う分です。3分の2に相当する分です。

○東委員 これがね。

○生活産業部長 そうです。これが全額じゃありませんけど。これと、実際には、歳出でいきますと、人件費等に一部含まれていますが、清掃費の人件費等の中で市が払う分もありますけれども、県に払う3分の2に相当する分というのが677万円ということです。

○東委員 そうすると、準備室との関係がよくわからなくなってくるけど。

○生活産業部長 変だとおっしゃるのは、要するにトンネルみたいな形になっているでいのかのですけれども、とりあえずは準備室で、本来は準備室で受けたいんですけど、それができないもんですから、江南市のほうから受けて派遣をするんです。もともと準備室の職員というのは、各市町の身分で来ていますから、それぞれの市町で給与が払っていますが、県の方は、名義上江南市で受けますが、それは2市2町の要するに人としてあそこへ張りつきたいと。ですので、通常の負担割合で各市町からお金をいただいて、江南市にそれをいただくもんですから、それを充てて県に払うという形をとらせていただいたということです。

ですので、江南市の負担分は、今、課長が申し上げたように、一つ上のごみ処理焼却施設広域化第1小ブロック会議準備室負担金に江南市の負担分約270万円ほどを一旦準備室へ出して、それも含めてまた江南市がもらって、それを受けて県に払うと、そういう形です。

○東委員 あと内容の話ですけど、一部事務組合の立ち上げ準備と、もう1つありましたですね。

○環境課長 一部事務組合の設立準備と施設整備計画の策定を予定しております。

○東委員 もともこの準備室が始まったときの経緯からいくと、一部事務組合も大体2年ぐらい後に、準備室ができてから、ずっと検討委員会が始まって設立の予定があって、それから施設整備計画などもやっていくということだったんですけど、あの当時、県の職員の人を派遣してもらう予定というの

はもともとあったんですか。私はなかったような気がしたんだけど、その辺はどうなんですか。最初の計画のときには、そんなようなのはなかった覚えなんだけど。ちょっとうろ覚えなんだけどね。

○生活産業部長　　当時の一部事務組合を設立するという形の中に、県の職員の派遣というのはなかったと思います。

○東委員　　もともとはちゃんと2市2町で、準備室で計画を持って、担当部のそれぞれの部署の方が見えたわけですから、当然、幹事会などもやられたりとか担当の課長さんの会議もやられたりして進めてきた経緯がありましたし、準備室があったわけだけど。この段階で、今わざわざ県の職員の人の派遣が必要になるというのがよくわからないんですけどね。もともとそんな計画はなかったんですけど、それはどういう事情でそういう県の職員の派遣が必要になったんでしょうか。

○環境課長　　平成27年度末に新ごみ処理施設の建設地が決定された場合におきまして、平成28年度から新ごみ処理施設の整備のための本格的な作業に着手する必要がございます。特に平成28年度から平成29年度におきましては、これまで建設地が決まらなかったということから、進めるべき事務量が非常に膨大となっております。こうした事務を集中的に進めるという必要から、この2年間に発生する事務として一部事務組合の設立など愛知県とのかかわりが強く、この事務を迅速に円滑に処理していかなければならないということから、今回、愛知県職員の派遣を求めるものでございます。

○東委員　　前提に、まず平成27年度中に場所の決定を予定してということがありました。これは大きな課題でありますし、年度末というのはあともう半月ぐらいのことになるわけですけど、実際にはそういう努力はされておるわけですよ。最終の場所の決定というのは。これは並行して動いておるような感じはするわけでありまして。それを見越して平成28年度の事業計画を持ったわけでありまして。今の言い方でよくわからなかった。実際には平成28年度から新しいステップに入るわけですよ、平成27年度中にもし候補地が決まると。当然、候補地が決まると、いろんな流れからいくと、施設整備検討委員会などが設置をされるとか、あるいは本来の事業主体である一部事務組合の設立に向けて準備が始まるわけでありまして。その辺のところ

に、現在、準備室に従来と変わらない形で4人の方が配属されておられるわけですね、2市2町から。さらに、それに加えて5人体制ということですよ、県職員が入るということは。今までの流れからいくと、そんな必要があるのかというふうな思いがあったんですけど。十分に私は、今までの経緯からいけば、2市2町の担当の方たちで、ましてやずっとやってきましたから、それで事業の部分としては進められるという気がするんですけど、わざわざ今回になって県の職員の方の派遣が必要になったというのは、いま一つちょっとよく理解ができないんですけど。事務量が膨大だとか集中するという言い方がありましたけど、でもそれはもともと想定済みの話なんですけど、何が変わるんでしょうね、今までと。計画を持ってきたこととの流れからいくと。

○生活産業部長　　今、課長が説明しましたように、なかなか建設地が決まらないということで、本来ですと建設地が決まった後、いろんな準備とか、そういうことも進めながらやれるという想定をしていたわけなんですけど、建設地が決まるまでに少し時間を要したということもありますし、早く供用開始まで持っていきたいということもありますけれども、そういう中で、先ほど説明がありましたように、いろんな事務を集中的に進めたいと。ですので、一部事務組合の設立につきましてもおおむね1年ということなんですけど、それもありますし、循環型社会形成推進地域計画をつくったりとか、もともとそういうのも想定はされていましたが、それをスピーディーにやっていきたいということがありますので、とにかく今のおくれを取り戻したいということもあって、少しこの2年間を集中的にいきたいということで、県の方を1名お願いしていこうというふうに一応考えたところです。

○東委員　　前提が、平成28年度、平成29年度をかけてということでありましたけど、当然こういう施設をつくる場合には、大体アセスに3年とか建設に3年とか言われておられるわけですし、もともと、そういうのはなかなか短縮はできないと思うんですね、具体的には。当然それに向けて準備行為があるわけでありまして。そういう必要性だという理由ですけど。集中的にやるという言い方ですけど。こういうことをやらなくても私は十分できると思っておったんですけど、これからもともとやってきましたからね。大前提にはあったことはあるんですね、循環型社会の形成に向けた、そういう形でもともと

とは方針として持ってきて、一定そういう考え方を整理されてきたわけでありますので、あえてこの時期に県の方の必要性というのは、ちょっとなかなか本当に必要なのかどうかというのはわからないけど、そういう事情だということなので今の議論でしたので、それ以上のことはありませんけど。わかりました。

○古田委員　ごみのネットのことでお尋ねしたいと思うんですけど、これは去る1月の市民と議会との意見交換会のところで市民の方から要望が出たんですけれども、まず今の在庫状況はどうなっていますか。

○東委員　可燃ごみのときのネットでしょう。

○古田委員　可燃ごみのネット。

○東委員　出たわね、意見交換会で。要望が。

○古田委員　予算書にはどこか載っていますか。ごみ袋は載っているけど。消耗品でやっちゃうのかな、いつも。足らなくなったら。

○環境課長　今ちょっと在庫のほうは把握してないんで申しわけございませんが、毎年、大体400枚から500枚以上貸し出しのほうをさせていただいております。今年度ですけれども、カラスよけネットのほうは全体で550枚つくらせていただく予定をしております。

○古田委員　この間の市民と議会との意見交換会の中で、カラスの多い地域の方から、カラスが知恵を働かせて、今のはとても弱いそうなんですよ。口で挟んで、ぴーっとやっちゃうと。網のあれがもっと頑丈なやつをつくってくれんかという要望があったんですよ。委員さんは皆さん覚えてみえると思うんですけど。ちょっと強度なものもつくれないかと思うんですけども、その点、新たにつくられる予算があるなら。何ページに載っている、予算。

○委員長　暫時休憩します。

午後3時50分　　休　憩

午後3時51分　　開　議

○委員長　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

古田委員からの質問に対して当局の答弁を求めます。

○環境課長　カラスよけネットでございますけれども、可燃ごみ収集運搬事業の中の収集維持管理用の……。

- 古田委員 何ページ。
- 環境課長 失礼しました、259ページ一番下段でございます。可燃ごみ収集運搬事業の中の需用費、消耗品費の中、収集維持管理用のほうで予算を見させていただいております。先ほど550枚製造させていただくということをお伝えさせていただきましたが、そのうち20枚に關しまして、ネットの糸の太いものを製造する予定にしております。
- 古田委員 今までも何枚かはつくってみえたんですか、過去も。
- 環境課長 今まではこういった糸の太いものでの製造はしておりません。今回初めて試用という形で導入を少しする予定でございます。
- 古田委員 わかりました。よろしくお願ひします。
- 東委員 今の同じページのところなんですけど、今は一番最下段の可燃ごみの、上段のほう、上から2段目ぐらいの生ごみ処理機器設置費補助金のところで、提案説明のときに、事業所の部分は今年度から廃止をしたということだったんですけど、予算的には私が見た限りは127万円ぐらいだったんですけど、今回そういう判断に立ったというところなんですけど、要はこの生ごみ処理機は、極力生ごみを減らしましょうという運動の一環の一つとして、家庭用に処理機を普及するというのもあって、同時に事業所もやってきたわけなんですけど、今回これが終わったというのは、一定の目的が達せられたというような判断のもとに、今回、事業所に対する生ごみ処理機は廃止になったということによかったんでしょうかね。
- 環境課長 こちらの事業系の生ごみ処理機でございますけれども、補助金としましては平成15年度から導入させていただきまして、残念ながら今までの利用実績としては3件のみでございました。そうした利用が低い状況の中で、平成26年度、ごみ処理基本計画を策定する際の事業系のごみに対するアンケートの中で、事業所の方からアンケート内容としましても、生ごみ処理機について関心はあるけれどもできないとかいうような回答が約68%を占めておりました。
- また、平成26年度、平成27年度ですけれども、事業所訪問という形で大量の一般廃棄物を排出する食品関連事業者を中心に訪問させていただいて、ごみ減量の啓発を行ってございまして、その際に生ごみ処理機の設置についての

お話もさせていただいたんですけど、管理上のコスト等とか手間等の問題があり設置できないということで、関心を示す事業所というのが残念ながらいなかったと。

こういうことから、10年以上利用実績がないということと、今後、生ごみ処理機による減量ではなくて、生ごみそのものを各事業所のほうから堆肥化ですとか飼料化のほうに移行していただきたいという形での御案内に切りかえるということで、このたび事業系の生ごみ処理機の補助のほうをなしにさせていただいたものでございます。

- 東委員 当初、この生ごみ処理機で減量を推進させましょうということで、事業者側というのは、いろんな経営上のことがありますので、なかなか単純ではない部分があったんですけど。一番いつも気になるのは、家庭系の生ごみの減量というのは市が努力して、家庭に対する生ごみ減量は結構伝わっていくわけですけど、一番大変だったのは事業系の可燃ごみの減少をどう進めていくかというところだったんですね。

それで、今の話ですと、この処理機は実際利用実績がなかったということの判断のもとだということでありまして、今、方向性としては、もともともとから断ということで、生ごみ処理機などを使わない方向の堆肥化などの方向を提案してきたということでありまして。事業系の生ごみ、可燃ごみの減量に向けた方針とか、実際の事業者自身の減量の取り組み状況とか、そういうのは市としては把握はされておるんでしょうか。

- 環境課長 市内でございますけれども、現在ですが、市内のアピタ江南西店、ピアゴ江南店、ピアゴ布袋店、ヤマナカ、あとセブンイレブンとかコストア、サークルKサンクスなどの事業所のほか、食品リサイクルという形で廃棄物減量と堆肥化に向けた取り組みが始まっております。こういった実例のほうを紹介しながら、それ以外の事業所のほうにも堆肥化の取り組みをお願いしていくということでございます。

- 生活産業部長 ちょっと補足させていただきますと、結局そういった事業所を訪問した中で、今、堆肥化の動きのほうが進みかけたんですね。生ごみのほうは、そういうことで意向が余りないもんですから、むしろ堆肥化のほうを少し進めるような形でいけないかということで、具体的に市のほうでど

ういうふうにかかわっていくかというのは、またこれから研究していかないかんですけれども、とりあえず事業所のほうが、大手のところはそういう動きをかけてきましたんで、そういう方向に転換していくということも一つ考えたいということと、それから事業所のごみ減量については、成分分析なんかをやりますと圧倒的に紙類とかそういうのが多いので、そちらのほうの形での減量というのも少し検討していかないけないのかなあと今考えています。

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて広域ごみ処理施設建設対策室について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○広域ごみ処理施設建設対策室長 広域ごみ処理施設建設対策室の当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

予算書270ページ、271ページの下段、4款2項2目広域ごみ処理施設建設対策費で、はねていただきまして272ページ、273ページの上段まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○東委員 提案説明のところも、平成27年度の12月21日の首長会議で、年度内の場所の決定というんでしょうかね、建設予定地が同意されたということもあるという前提のもとに引き続き対策室の設置をしていくというように受け取ったわけでありまして。それで、これはこれから様子を見ることにもなるんですけど、首長会議ではそういう方向が確認されたということになったわけでありまして。

実際に、先ほど準備室のほうは、たまたま前段で議論があったんですけど、準備室としては具体的な施設整備検討委員会だとか、一部事務組合の設立に向けた対応をしていくんだということでありましたけど、今回のこの対策室の場合の今後の仕事ですよ、平成28年度、何を想定するかというところになるわけなんですけど。私なんかは思っておったのは、これはまだわからないわけだけど、もし首長さんの思いが通じて平成27年度中に候補地がもし決まったとした場合、そうすると私はその後は、基本的には準備室がトータル

的に対応が必要になってくるんだらうかなということ、その補強といましようか強化があるのかなという気はしたわけでありませうけど。ただ、引き続きここが残るといふのは、そういう準備室がやる仕事とはまた別のことが想定されるわけですが、それは今後の新しい動き、前提は一応候補地が決まるといふ前提のもとに動きかけたわけでありませうけど、それがもし決まったとした場合に、対策室はじゃあ次に何をやるのかということでありませうけど、それはどういふことなんでしょうか。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　平成25年2月4日のブロック会議におきまして、江南市が地元の同意と地権者の同意を責任を持って取り組んでいくということが合意されておりますので、建設地が今年度中に決まりましたら、対策室として地権者の同意をとってくるというものが残ります。また、中般若区のほうから、中般若町北浦区全体の買い上げという協定の条件というのが提示されておりますので、ごみ処理施設の約3ヘクタール以外の残りの土地の活用についても、今後は議会のほうともよく相談をさせていただきながら活用のほうを検討していきたいと考えております。

○東委員　なかなか大変な仕事を請け負うんですねという気がしますが。今、一番大前提に、平成25年2月4日といふのは、当時の江南市長さんが、江南市で責任を持って地権者の同意までやるよということになっておるわけですよ、出発点に。私が思うのは、前からも何度も言ってきましたけど、それを全部江南市の職員の方が、それは一番地元ですからね、もしあそこに決まった場合ですよ、それはわからんでもないんですけど、本来責任を持ってやれるといふのは私は2市2町のブロック会議だと思ふんですけど、そこが本来前面に立たないと、相手との関係からいっても私は非常に仕事がやりづらいんじゃないかという気がして、一つはまずあるということなんでしょうね。

それから今もう1つ、中般若区のほうから、北浦という地名のつくところ約7.2ヘクタールですよ、その全域の買い上げの要望がありますといふのが今出ましたけど、それは正式に出てるんですか。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　正式な区長名をしたものではないですけども、第1回の意見交換会のときに、11月の下旬の第1回目の4首長と地元6区の意見交換会のときに、資料として提出がされております。

○東委員 資料としてという今言い方でしたけど、一般的に、前段の部分のところとの兼ね合いにもなりますけど、土地の取得に関して、それを責任を負うというのが一つ江南市側が持つことになる、それとあわせて地元からの要望にも対応するということがあるわけなんですけど。その前段のほうはこれからの議論だと思うんですよね。私は本来であれば、ブロック会議が担っていくことだと思うんですけど、そこまで手は出すべきではないんじゃないかという、そこまで負えないんじゃないかという気がするんですけど。それは、ただ方針を変えない限りできないんですよね。本当は首長さんたちの間で、平成25年2月4日の方針については撤回をして、もう一回改めて、もし候補地として決めていこうということであれば、決まった段階ではブロック会議として責任を持っていくという、私はそういうふうの方針を変えるべきだと思うんですけど、1つ目はね。

2つ目の地元から要望がありますという、今の資料として11月の意見交換会に出たということでもありますから、そういうのは、よくわからないのは、資料として出たというんですけど、例えば区長、あるいは区会としての取り決めとして、正式には区長名でブロック会議に対して、今の北浦という地名のつくところの7.2ヘクタールの買い上げをというのは、正式な要望事項として受けとめておるといことなんですか。

○広域ごみ処理施設建設対策室長 まず、前段のほうの2月4日のブロック会議での合意事項については、まだ合意事項が生きておりますので、江南市としては責任を持ってやっていきたいと。ただ、ブロック会議のほうの準備室とも連携をしてやっていかなきゃいけないので、単独といえども協力しながらやっていくというふうに考えております。

それから、2つ目の要望については、第1回目の意見交換会が11月末に4首長とあった折に、中般若区長のほうから、区会のほうで意見交換会の数日前に区会があったそうで、その区会の中で中般若区として建設の協定の条件としては中般若町北浦の一括の買い上げと安心・安全の確保、この2つが条件だというふうに資料をもって説明がされましたので、これは正式な要望であるというふうに受けとめております。

○東委員 一般的に公式なブロック会議として受けた要望書ですので。意見

交換会で受けたやつ、ブロック会議に対してね、ブロック会議の会長さんに来たわけですよ。

- 広域ごみ処理施設建設対策室長　　資料として提出がされて説明されたので、区長名でブロック会議の会長に提出されたという文章ではなかったです。
- 生活産業部長　　結局、正式な区長名でブロック会議の会長宛てに出た文章ではありませんが、その中の説明では、区会でお諮りをして、当時、アンケートとかそういう中で、条件付きの同意ですよと。協定を結ぶに当たっての条件というのは何かということを経理しましたと。その内容はこうですというのをしたためて出されたという、資料を出されたと。実際にどういうものかというのは、またきちんとこれから、建設地が決まった後に各地区と協議をしていくことになると思うんですけど、ただそういう公の場でそういう話をされたということは、お地元の意向でありますので、それを尊重して進めることになっていきますけど、そういうこともあったと。ですから、区長名で会長宛てに出てきた正式な文章はございませんけれども、それはお地元の意向ということもありますので、資料として出されましたけど、私どもとしてはそれを余り軽く扱うということにはできないだろうなというふうに考えております。
- 東委員　　正式な文章ではなさそうだけど。ですよ、多分。会長宛てでも何でもないという話でしたね、今の話だと。単に資料として提出されたと、区会の意思だよということ。いろいろ条件つきが前提だよという話の文章になっていますよというところなんですけど。ただこれは、ブロック会議の首長会議というのは毎回公開でやられていますけど、そういうところには資料として提出はされることはできるんですか。
- 広域ごみ処理施設建設対策室長　　第1回目、第2回目の意見交換会は、意見交換会自体が非公開でなされていたということもあって、資料自体も全部外には出してない状況です。また、先ほど部長からもありましたけれども、正式な文章ということではなかったの、資料として説明はされましたけれども、区長名から会長名という文章じゃなかったの、ブロック会議で今のところ、今度、3月25日にありますけれども、区長として報告する予定は今のところないです。

○東委員　それで、引き続きこの対策室が残って、一応、準備室とも連携をしながらやっていくということでありますけど。ただ、議論の仕方として、首長さんの会議は首長さんたちが運営していくものですからなかなか大変なんですけど、こちらがそうどうのこうのという話ではないんですけど。ただ、本来流れからいくと、まだ首長さんの間では、正式に決まった犬山市の候補地ですね、これに対して、それこそ今の平成25年2月4日のときは、扱いは凍結という扱いでとりあえず進んだんで、次のステップに。ただ、これはまだそのまま残ったままになっておるわけでありますけど。平成27年度末に一定の方向性を出そうという前提には、例えばその犬山市の扱いについても一定の判断が下されると、平成27年度末までにはというふうな理解をしておくということでしょうか。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　平成27年度末に正式な候補地が決まれば、その後、犬山市の候補地の凍結の扱いについては検討がされて白紙になると。それが今年度中になるかどうかというのはわかりませんが、決定後にはそういった検討がされるものと思います。

○東委員　もう1点、その決定の仕方というのがまずあるんですよね。これは河合さんもよく御存じのとおりですけど、もともと4つの各市町が候補地を出し合って決めた経緯があるわけでありますけど、一番前提に4つの候補地全てが最初から地元の同意のもとに始まったわけではないんですよね。客観性を持たせるという意味では、候補地の検討委員会がつくられて選定をしたわけでありますが、最終的には首長の中で判断をして正式な場所を決めたわけでありますけど、そこからようやく始まったんですよね、交渉というのか、説明会というのか。今回、江南市の場合の例でも、そういうやり方が踏襲されるんでしょうか。

例えば、地元前提なんか関係なしにと、首長でまとまってここでやりましょうと決まってから、はい4つの首長が決まりましたから、皆さん同意したから、そこから初めて地元への説得や説明に伺いましょうと、今後ですよ。まだ正式な場所ではないわけですから、今の段階では。今はあくまでも意見交換会をやっておるだけ、ブロック会議としてはね。これを年度末に決めて、候補地を正式に決めましょうと。そうなったら、そこから初めて候補地の地

元に対して、地元と言われる江南市と扶桑町ですね、3地区といいたししょうかね、両方合わせますと6地区に対して初めて首長さんたちが説明に入ると、そういうやり方という形に理解すればいいんですか。

○広域ごみ処理施設建設対策室長 建設地の決定後に4首長が6区に対して直接入るかどうかというところまでの検討は今はまだなされていない状態ですが、そういったことも必要になってくるというふうには思います。

○東委員 必要になってくるというか、やり方はどうなのと聞いたんですけどね。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、都市整備部まちづくり課について審査をいたします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○まちづくり課長 まちづくり課所管の平成28年度一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

平成28年度一般会計予算書及び予算説明書の8ページをお願いいたします。

第4表 地方債といたしまして、街路改良事業、雨水対策施設整備事業、道路改良事業、鉄道高架化整備事業及び布袋駅エスカレーター整備事業を掲げております。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

20ページ、21ページの最上段、12款1項2目2節児童福祉使用料は、右側説明欄のまちづくり課分でございます。

その下の5目3節都市計画使用料は、22ページ、23ページ上段までの右側説明欄、まちづくり課分でございます。

ページをはねていただきまして、28ページ、29ページ上段の12款2項5目2節都市計画手数料でございます。

ページをはねていただきまして、36ページ、37ページ最上段の13款4項4目4節都市計画費交付金でございます。

ページをはねていただきまして、44ページ、45ページ中段の14款4項3目1節都市計画費交付金及びその下、4目1節市町村委譲事務交付金でございます。

ページをはねていただきまして、46ページ、47ページ上段の15款1項2目

1 節利子及び配当金は、右側説明欄、まちづくり課分でございます。

ページをはねていただきまして、48ページ、49ページ上段の17款2項1目1節基金繰入金は、右側説明欄、まちづくり課分でございます。

ページをはねていただきまして、54ページ、55ページ中段の19款5項2目12節雑入は、右側説明欄のまちづくり課分でございます。

ページをはねていただきまして、56ページ、57ページ最下段の20款1項2目2節都市計画債でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

226ページ、227ページの3款2項3目児童遊園費でございます。

ページをはねていただきまして、316ページ、317ページの8款4項1目市街地整備費は、326ページ、327ページ中段まででございます。

その下の8款4項2目公園緑地費は、332ページ、333ページ上段まででございます。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、平成28年度当初予算説明資料の23ページ及び33ページから40ページまでにそれぞれ位置図を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○東委員　　事前に聞いたんですけど、ページ数でいきますと326ページから327ページのところでですけど、公園緑地費の関係ですけど、この中段から下が公園緑地費なんですけど、その部分の真ん中辺ですけど、社会資本整備総合交付金事業の評価事業ということで戦略プロジェクトになっておるわけでありまして、ここで社会資本整備総合交付金事業として平成23年度から平成27年度の約5年間でやられた事後評価ということになっておるんですが、今回、これが出てきたのは、これまでもどうもあつたらしいんですけど、こういうやり方そのものは、この時期に平成23年度から平成27年度分は、ちょうど平成27年度も終わったということになるわけですけどね、平成28年度の評価ですから、具体的に何をやるのかをまず確認したいことと、それによって何を結論としては持っていく方向にあるかということになるんですが。

○まちづくり課長　　説明資料の40ページに掲げてございます平成23年度から

平成25年度までのそれぞれの事業が書いてございますけれども、この交付金事業、国費を充てておるんですが、それが社会資本総合整備計画の市街地整備費の事業ということで、平成23年度から平成27年度までの5カ年間の整備計画が平成27年度で終わりましたので、交付金をいただいた事後評価について平成28年度に事後評価をして国のほうに報告する義務がございますので、今回、予算を上げさせていただいておるわけでございます。

○東委員 私、全部をチェックしておるわけでもないんでよくわからんですけど、この図面なんかを見ておると、例えば東野岩見公園というのが出てくるじゃないですか、図面にね。例のマーメイドタウンの中の公園なんですけど。ああいうのは一般的にはマーメイドタウン開発業者が自分の敷地内の、基準があって公園をつくっていくという形でつくるだとかありますし、例えばなつめ公園、これは昔、区画整理をやってつくった公園でありますけど、性格的に見て、例えば今の東野岩見公園などが、ちょっと覚えておらんではないんですけど、あれはもともと開発業者の人たちがつくった公園じゃなかったかなという気がして、この社会資本整備総合交付金とどう関係するのかということと、それからなつめ公園なんかは相当古い時代だったような気がするんですね、実際公園整備でつくられたのは。私が記憶しておる範囲ですよ。違っておったらいかんけれども。そういうことを見ておると、今回の社会資本整備総合交付金事業で対象になるのかというのがよくわからんですけど、その辺はどう考えればいいんですか。

○まちづくり課長 まず、一番最初の東野岩見公園ですけれども、これは平成24年度に江南市の都市公園の長寿命化計画を策定いたしました。その事業費がこの交付金を使っておりますので、公園施設長寿命化計画を策定した折に、その中に東野岩見公園が委託業務の中に入っておりますので、今回、説明資料のほうに上げさせていただいておるといふものでございます。

その次の2つ目のなつめ公園ですけれども、これは平成25年度に遊具の更新をいたしております。その遊具の更新が社資本なんですけれども、その中の事業ですので、今回の事後評価の中で評価をさせていただくというふうでやってまいります。

○東委員 その実施内容がここに書いてあって、東野岩見公園はたまたまな

いわけですけどね。長寿命化だもんだからね。

○まちづくり課長 長寿命化の計画を策定しましたので、東野岩見公園について。ですので、事後評価の中に入ってくると。整備をしたとかそういうことではないです。

○東委員 今のなつめ公園の場合だと、公園そのものはもっと早い時期なんですけど、遊具整備が社会資本整備総合交付金でやられた。今の東野岩見公園の場合に、長寿命化の計画に入っておるといいうい方は、入れた、入っておる。実際に工事をやったわけではない、事業としてはね。その辺の考え方がよくわからんのだけど、どうやって考えるのかよくわからんのだけど。

○まちづくり課長 平成24年度に策定しました公園施設長寿命化計画というのは、江南市にございます江南市の都市公園全てについて長寿命化計画を策定しておりますので、その中で、まだ新しいですので整備のほうには至っていないということですけども、計画策定の中では、東野岩見公園も都市公園ですので、長寿命化計画を策定したということになっておりますので、そういうことです。

○東委員 それでどうやって事後評価をするの、よくわからんけどな。その事後評価との関係というのがよくわからんけど。

○まちづくり課長 事後評価するのは、計画策定について。

○東委員 策定について事後評価。わかりました。それ以外にたくさんまだほかにもあるということだからね、基本的には。この間でやったという。長寿命化の対象にしたよということ、それぞれものの事後評価という扱いですか。

もう1点、よくわからなかったのは、本会議に出ましたけど、これは説明資料があるのでお聞きしますが、37ページに、ちょうど高架の一番北のほうに当たる部分で、市道南部第374号線の新設が必要になって、布袋駅へのアクセス道路になりますよということなんですけど。この絵を見ておって、部分的には今回ここだけの物件補償委託というふうで囲みがしてあるわけなんですけど、実際にはここの部分と布袋駅とのアクセス道路という言い方がありましたけど、説明のときにですよ。質問に対して答えておったね。ここがどういうふうアクセス道路とつながっていくかというのはよくわからな

かったんですけど。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 現在は、鉄道高架の仮線がちょうど第374号線の敷地を使っておるんですけども、今後、高架が終わりましたら仮線がとれることになりまして、いわゆる鉄道の内側を北からずっと南へ駅まで直接行くことができるようになりますので、駅へのアクセスが図られるということですけども。

○東委員 高架になった場合の西側が側道ができるよということになるわけで、そこに該当する部分という意味合いなんですけど、実際のところは、ここは建物そのものは囲ってあるのでなるわけだけど、ここで要は先ほどの話じゃないですけど、物件補償の関係でどうなるかのための委託調査をまずやられるという形で、概要が把握されるということで、側道部分に該当するところにかかるよということに理解しておけばいいですね、この部分。

○委員長 ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長 平成28年度土木課の所管につきまして御説明をいたします。

まず歳入でございます。

恐れ入りますが、予算書の20ページ、21ページをお願いいたします。20ページ、21ページの中段、12款1項5目1節道路橋りょう使用料及び2節河川使用料でございます。

少し飛んでいただきまして、34ページ、35ページの中段をお願いいたします。13款3項3目1節河川費委託金でございます。

同じく最下段、13款4項4目2節道路橋りょう費交付金及び3節河川費交付金でございます。

少し飛んでいただきまして、42ページ、43ページの下段をお願いいたします。14款3項5目1節河川費委託金でございます。

飛んでいただきまして、55ページの中段の19款5項2目12節雑入のうち、土木課分でございます。

はねていただきまして、56ページ、57ページの下段をお願いいたします。
20款1項2目1節道路橋りょう債でございます。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、予算書の298ページ、299ページをお願いいたします。8款1項1目道路管理費でございます。298、299ページから、はねていただきまして300ページ、301ページの中段まででございます。

次に、306ページ、307ページをお願いいたします。8款2項1目道路橋りょう費でございます。306ページ、307ページから310ページ、311ページ最下段まででございます。

はねていただきまして、312ページ、313ページをお願いいたします。8款3項1目河川費でございます。312ページ、313ページから、はねていただきまして314ページ、315ページ最下段まででございます。

なお、別冊当初予算説明資料の27ページから32ページに位置図を掲げておりますので、御参照願います。以上でございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしく願いをいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。
- 東委員　299ページに、真ん中辺なんですけど、市道境界確定事業ということで、この委託料の内容がよくわからなくて申しわけないんですが、官民境界確認補助業務というのはどういう内容の事業なんですか。
- 土木課長　この事業は、一般的な境界立ち会いの申請に基づきまして官民界の確定をする事業であります。実際的に市道境界確定事業の委託料というのは、境界立ち会い申請があったもののうち、土地改良なんかが行われていないような未整備地区等において、なかなか市職員では官民境界を確定することが容易でない場合、例えば側溝等の構造物もなく幅員が一定でないような場合、そんなような場合に公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に立会事務を委託して実施するものでございます。
- 東委員　それで、説明のときに、それは全市的ですよ、多分。全市的に対応することが必要になった場合ということですよ。今のように官民境界で、要はなかなか市の職員さんだけでは困難というのは、その辺がよくわかりませんが、市民だとももちろん市は立ち会わないですよ。官民の場合に

市の職員さんだけでは確認しようがないという場合は、今まで土地改良などでのあれができておらんだとか、現実には例といったらどうなんでしょうね、くいもなければ何もないとか、そういう場合は、くいをどこに置くかどうかから決めないかんということになるんですか。そうすると、一定のエリアを、くいのあるところからどんどん拾って行ってとか、境界を決めていく、敷地を決めていくとか、例えば民地のだとか、公道部分のところはどこに境界だとか、そういう仕事になるということですか。

○土木課長　　実際的には、申請のあった敷地のみの官民境界の確定ということになりますが、当然、前後の道路の位置関係的なものから精査して、その位置を決めていかなければならないというようなことにはなってくるかと思えますので、境界を確定するのは申請のあったところだけでございます。

○東委員　　あと、図面がちょうど出ていますので、30ページに宮田導水路、ひいて言えば一般廃棄物最終処理場への、県道浅井犬山線から入っていくところの部分なんですけど、今回、これが、道路整備が宮田導水路が終わったという前提のもとだという話がありましたけど。もともとここの部分の道路整備というのは、将来的には一般廃棄物最終処分場そのものが、将来はあそこが整備されて、公園用地というか、そういうふうを考えられておるところになるわけなんですけど、水と緑の関係で一体整備がもともとあるわけでありまして、それを想定して今回この整備がやられるということなんですか。

○土木課長　　この宮田導水路周辺整備事業につきましては、一般廃棄物最終処分場の建設に伴い、お地元のほうから大型車両なんかの出入りが増加しまして、車のすれ違いなどが困難になることを解消してほしい、また歩行者の安全を確保してほしいという要望があつてのものでございまして、将来的に最終処分場が何かのほかの施設に変わったときのことを想定しておるものではございません。最終処分場の建設に伴って道路を整備してほしいという要望に応えるものでございます。

○東委員　　相当前。

○土木課長　　そのとおりです。

○東委員　　廃棄物の処分場を、ここに建設するときの要望。でも、これってかれこれ15年以上たつか。20年ぐらいか。もともとはもっと早い時期に終わ

るはずだったんだけど。本当はここに処分場をつくるときの本来つくらなくちゃならない道路だったという意味。

○土木課長 そのとおりなんです。平成18年に最終処分場の埋立期間の延長が行われまして、その際の地元協議の中で、この要望に対しまして市側が、先ほど言いました宮田用水にかかっておる大久保暗渠というのがあるんですけども、その下を宮田導水路の改修計画があるものですから、それが終わった時点でやらせていただくというような御回答を申し上げることに伴いまして、平成26年度にこの宮田導水路の改修が終わったことに対して事業化していくというものでございます。かなり前からの要望であることは事実でございます。

○東委員 それで、将来的にこの部分が本当はもっときれいになる予定の敷地ではあるわけだけど、それはそれとはまた別問題ということですね、これは。

○土木課長 別です。

○東委員 わかりました。

あともう1点ですけど、これはなかなか公にこれまでもできなかったのは、予算的には河川費で、313ページに河川費があるわけですけど、ここで雨水貯留施設維持管理事業だとかが出てきたり、あるいは雨水抑制事業が出てくるわけでありまして、1つはこの雨水抑制事業、最下段は新たに設置がされるというふうには出てはいますけど、雨水貯留浸透施設設置費等補助金ですから。もう1つ上のほうで雨水貯留施設維持管理事業があるわけですけども、ここで聞いておきたかったのは、実行計画では結局出なかったんですけど、雨水貯留施設の関係の、もともと古知野高校に将来的にはつくっていきましようという計画があって、いよいよ予算にも出てこなくなるわけですけど。予算にも出てこなくなるというのは変だけど、この工事がね。実行計画にも結局は平成28年度は何も出てこなかったですね。平成29年度もだったかな、実行計画の中ではね。

結局は、一時期途中ではそれなりきには話を進めていただいて、貯留槽をつくるよというためにいろいろ議論を重ねていただいたわけでありまして、最終的にはどうも難しくなったというようなことを聞いておるわけですけど。

現時点では、実際には古知野高校に貯留槽をつくるという計画、あれは6,000トンでしたかね、もともと計画は。3,000トン、6,000トン、最初の計画は。

〔「7,700」と呼ぶ者あり〕

○東委員 失礼、7,700トンの相当大的な規模で大分期待があったんですよね。下流域の皆さんにとってみると、そこにそれだけの規模ができていただければ、どこのエリアがすぐ解消とはわからないにしても、一定の抑制力が働くもんですからということで期待の大きかった計画だったわけですけど。現時点の状況は一体どのところまで今進んできておるかということなんですけどね。

○土木課長 以前も同じような答弁をさせていただいておるところではございますが、古知野高校につきましては、この貯留施設の建設に向けまして、古知野高校、そして愛知県教育委員会といろいろ協議のほうは重ねさせていただいております。当初というのはこの古知野高校のグラウンド内に貯留施設を建設する計画でありましたが、高校側からは、義務教育とは違いました学校運営を一番に考えなければならないということから、部活、体育授業に支障を来すこととなりますグラウンドへの建設は同意が得られませんでした。

平成26年度に行いました基本設計委託の中では、高校より一応お許しをいただいておりますエリアがございます。そのお許しをいただいておりますエリアにおきまして建設を検討いたしましたが、正直、限られた面積でございましたので、でき得る工法を全て検討いたしましても、結果は計画容量を大きく下回る貯留量しか確保できないような状況でございました。

そのため現在は、これは古知野高校側様のほうからも一つ提案があったわけなんですけれども、現在、使用の許可をいただいている箇所に隣接いたしまして使用していないプールがございます。このプールを取り壊していただいてもいいですよというような御提案を高校側様のほうからいただいております。一応そこのプールがあるところを取り壊しての建設も検討しておるところでございます。少しでも敷地を確保して容量を確保したいという思いの中で、そこを含めての建設計画というのを今、協議を進めさせていただ

ておるところではございますが、ただ、今、高校側様のほうからも、そのプールを壊すことによって、プールに附属するいろんな施設がございまして、それをまたいろいろちょっと御要望をいただいております、なかなかそれを市の事業の中で全てを対応することはいかなものかというところも私ども今思っておるところがございまして、そこを今詰めさせていただいております。

ですから、まだどのような形で動いていくかはわかりませんが、お許しをいただいております。ただ、費用対効果が望めないということで、プールの位置も頭に入れた形での検討を今進めておるところでございます。

○東委員　　ちなみに、当初、高校側が提供した土地だけど、でも費用対効果から見てやっても意味がないという話で。隣接するプールの話は今初めて聞いたんですけど。プールの部分も含めて一定の敷地を確保されると、計画でいいんですけど、じゃあ何トンぐらいの貯留槽なら可能だというのが出てくるんですか。

○土木課長　　まだ概算ではございます。ただ、正直申しまして、プールのところを取り込んでも4,000トンぐらいまでかなと。もう少し詳細まで詰める必要はございますけれども、一応今のところ4,000トンぐらいは何とか確保できるんじゃないかなというところまでは来ております。当初のお許しをいただいたところだけだと、正直、2,000トンに満たないような状況でございましたので、それではちょっと実行に移せないかなというところの中で、どうしても計画容量から余りにも差が開きますので、4,000トンあれば、確かに計画容量には満たないところはございますが、それなりの軽減効果、マックス100%だということに70%ぐらいまでしかいかないかもしれませんが、軽減効果は望めるんじゃないかなということは考えておりますので、その方向でできればいきたいなというふうには今思っておるところでございます。

○東委員　　ただ、まだまだあれですね、なかなか出ないですね、外に。計画として。

○土木課長　　あとは私どもが、市側が高校側様の要望にどれぐらいお応えす

ることができるか、高校様が私どもの結論に対して御了解をいただけるかどうかというところにある程度なってきたおる時期かなというところはございます。ですから、いずれにしましても何とか御理解をいただけるような形の誠意をお見せいたしまして、御了解いただいた形で少しでも事業化するのを早く事業化していきたいなというふうには思っております。

○尾関（昭）委員 説明資料の31ページに、東野横断歩道橋の修繕設計という単市事業があるんですけど、江南市の管理している歩道橋というのは幾つあるんですか。

○土木課長 この1橋です。

○尾関（昭）委員 これって県道にかかっている歩道橋ですか。

○土木課長 旧県道です。今は市道でございます。

○尾関（昭）委員 何らか過去の経緯があって、ここが要望があって建てられたのか、単純に県道にかかっていた歩道橋で市道に変わったので市の管理になったのか。

○土木課長 その経緯でございます。昔は県道でございまして県管理でございましたが、市に移管されたものでございます。

○尾関（昭）委員 築年数とかわかりますか。

○土木課長 昭和43年でございます。

○尾関（昭）委員 それって維持し続けるべきものなのか、近くに信号を設置して、こういう構築物を維持しないほうが、要するに市の予算をかけない方法、安全面もてんびんにかかるんで難しいんですけど、何かそういう考えはあるんですかね、今後。

○土木課長 確かに構造物でございます。維持管理費というのはついて回ることでございますけれども、ここに歩道橋ができたということは、当然、お地元等の要望等から安全面の確保ということで、小学校の通学路にもなっておるということの中で、必要ということで歩道橋の建築が進められたものであると認識しておりますので、なくすということになると、よほどの代替施設、それなりのものがないと難しいことかとは思います。

○委員長 ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　じゃあ質疑も尽きたようでありますので、続いて建築課について審査をいたします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長　　建築課の予算につきまして御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げますので、恐れ入りますが予算書の23ページ中段のところをお願いいたします。23ページ中段、12款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、4節の住宅使用料でございます。

続きまして、27ページの下段の12款2項5目土木手数料の1節土木管理手数料は、29ページの上段まで掲げております。

続きまして、35ページの下段の13款4項4目1節土木管理費交付金。

続きまして、41ページ最下段から43ページの最上段の14款2項5目1節土木管理費補助金でございます。

次に、55ページ下段の19款5項2目12節の雑入のうち、建築課分でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、恐れ入りますが予算書の300ページ、301ページをお願いいたします。中段に掲げております8款1項2目建築指導費でございますけれども、少しページをめくっていただきまして、304ページから305ページにかけて掲げております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、334ページ、335ページ下段のほうですけれども、8款5項1目住宅費、こちらのほうは336ページ、337ページの上段まで掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○尾関（昭）委員　　27ページです。歳入で申請手数料の見込みがあるんですけど、これは前年度実績から割り出しているんでしょうか。

○建築課長　　過去3年にわたります実績のほうから出してしております。

○東委員　　305ページの空き家がいよいよ本格的に対策をしていくということで、今回予算化がされました。事業内容としては、とりあえずは実態調査ということが、平成28年度はということになってはいますが、それで、具体

的にはこれはどういう形で、つまり全市全域ですよ、この内容的には、この対象のところ。その辺のところはどうなんですか。

○建築課長 江南市全域で行っていくものです。

○東委員 調査内容ですけど、どの辺まで踏み込めてやれるもんなんですかね、この空家等実態調査というのは。基本的には大体個人所有ですよ、空き家の状態というのは。外観なら外から見ておるだけということになったりするわけですけど、その調査内容の中身、例えば所有者を調べて、そういう人との面談もやったりするのかとか、あるいは外見だけなのか、どこら辺まで踏み込んだ調査が、踏み込んだという言い方は変だけど、どの程度までの調査内容があるかということなんですけどね。

○建築課長 今考えているのが、税務課にありますシステムに入っておりますデータ及び水道課のほうには給水の関係のデータがあります。そちらのほうのデータをあわせまして、あと、これは委託業者に頼むわけなんですけれども、当然現地のほうも赴きまして、空き家がどうかというのを確認もします。それと、地元の区長様なんかに聞き取りをいたしまして、そういうのも有効だということだと思っております。というような内容で委託をしたいなと思っておりまして、個人の所有者までを確定しまして、あとはその方の特定できた方に対しては意向調査等も実施していけたらなというふうに考えております。

○東委員 そうすると、まずは対象になるデータの拾い上げから委託されるということですね、今の話を聞いておると。税務課や水道部からも、まずは対象物件を拾い上げる。現地。今の話で所有者までわかる人もあれば、所有者に会えることもあり得るから、そういう所有者にも面談をして状況把握するという形になる。ただ、具体的に、所有者と対応した場合に、今後の方向として、こういう本来空き家対策が国の方針として特措法ができて今やりかけておるんですけどという形で、例えば個々に面接をした場合に、そういうような今回の調査、趣旨などを含めてお話をすることになるんですか。

○建築課長 今回の調査では、面談まではちょっと考えてないんですけども、住所が税務課の台帳のほうでわかりますんで、そちらのほうでアンケートをしたりということは考えております。ただ、その先、特別措置法に関し

てのお知らせなんかは、危険度によってはうちのほうも赴くことがあるんですけども、調査の後、平成29年度のほうには計画のほうを考えておりますので、そちらのほうでどのように対応するかというのは検討したいと思えます。

○委員長　ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、先ほど環境課のほうにまだ答弁保留がありますので、そちらのほうを先にやっていただきます。

先ほどは古田委員からの質問で答弁保留がありますので、環境課のほうからお願いいたします。

○環境課長　先ほどの御質問、五条川右岸浄化センターへの処理水の投入の処理単価と、その支払い額について御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

こちらの五条川右岸浄化センターへの投入費でございますけれども、全体額としましては3,183万5,000円ほどが含まれております。こちらのほうですけれども、負担金としましては維持管理費分負担金と建設費相当額の資本費負担金に分けられます。維持管理費分負担金につきましては単価としまして1立方メートル当たり132円、こちらのほうが1日当たり218立方メートル、そして平成28年度は366日投入いたしますので全体で1,053万2,016円、次に資本費負担金でございますけれども、こちらは単価が1立方メートル当たり267円、こちらも1日当たり投入が218立方メートルで366日となりますので2,130万3,396円、合計としまして3,183万5,412円の負担金となるものでございます。

○委員長　では、続いて水道部下水道課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長　下水道課の所管について御説明いたします。

議案書の336ページ、337ページの下段をお願いいたします。8款6項1目下水道費、28節繰出金で7億5,604万7,000円をお願いするものでございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 5 時 02 分　休　憩

午後 5 時 02 分　開　議

○委員長　議案第 39 号を挙手により採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日の議題も、まだ残っていますが、本日の委員会は、この程度にとどめ、明日、10日（木）、午後 1 時 30 分から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 5 時 03 分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 官地友治